

- 農業協同組合課長 一 阪田 彰夫
- (4) 文部省 松永 光
五十嵐耕一
岡林 隆
- (5) 運輸省 山下 徳夫
- (6) 内閣官房 藤波 孝生・後藤田正晴
禿河 徹映・吉居 時哉・的場 順三
萩原 昇・木本 忠男
- (7) 内閣法制局 茂串 俊
工藤 敦夫・関 守
市川 喬・永瀬 誠
- 文部大臣 総務審議官 福利課長
- 運輸大臣
- 内閣官房長官 内閣審議室長 内閣審議官
- 法制局長官 第四部長 参事官

編著者略歴

吉原健二 (よしはら・けんじ)

昭和30年厚生省入省、厚生省老人保健部長、児童家庭局長、年金局長を経て現在社会保険庁長官。

新年金法 61年金改革 解説と資料

昭和62年3月30日発行 定価2900円

編著者 吉原健二

発行者 松井昭一郎

発行所 全国社会保険協会連合会
東京都品川区東五反田2の10の24
郵便番号141 振替口座東京8-134468
電話03 (445) 0800(代)

印刷所 図書印刷株式会社

目次

第一部 解説

第一章 年金改革の背景と必要性(Ⅰ)	3
1 平均寿命の伸長と人口の高齢化	3
2 産業構造、就業構造などの変化	9
3 財政再建と行政改革	14
第二章 年金改革の背景と必要性(Ⅱ)	17
1 社会保障費の増大と将来の国民負担率	17
2 年金制度の成熟化と国民意識の変化	21
3 改革の目的と柱	27
第三章 基礎年金の導入と制度の再編成	29
1 基礎的部分の統合一元化	29
2 社会保障制度審議会の基本年金構想と政府案	32
3 保険方式の維持と無年金者対策	37

第四章 基礎年金の水準と考え方 (I) 44

- 1 老後の生活の基礎的部分の保障 44
- 2 生活保護水準との比較 48
- 3 社会保障制度審議会の考え方と諸外国の基礎年金の水準 51
- 4 自営業者所得との関係 53
- 5 国民年金の所得比例年金 56

第五章 基礎年金の水準と考え方 (II) 60

- 1 基礎年金の資格期間 60
- 2 障害、母子福祉年金の廃止 63
- 3 私的年金、個人年金とのちがひ 65

第六章 基礎年金の費用 72

- 1 拠出金制度の仕組み 72
- 2 被保険者数に応じた公平な負担 75

第七章 給付水準の適正化 78

- 1 給付水準の考え方 78
- 2 賃金の六九%の水準の維持 81
- 3 世帯単位から個人単位に 87
- 4 単価、乗率の通減 89
- 5 物価スライドと賃金の再評価 93

6 国会における論議と修正 97

第八章 保険料負担の適正化 (I) 100

- 1 厚生年金の保険料率の推移 100
- 2 厚生年金の将来の保険料率 103
- 3 支給開始年齢を六十五歳にした場合 106

第九章 保険料負担の適正化 (II) 109

- 1 国民年金の保険料の推移 109
- 2 国民年金の保険料の負担の限界 112
- 3 免除の適正化 115

第十章 国庫負担 119

- 1 これまでの国庫負担とその推移 119
- 2 新しい国庫負担の仕組み 123
- 3 年金目的税 127
- 4 労使負担割合等 129

第十一章 女性と遺族の年金 132

- 1 サラリーマンの妻の取扱い 132
- 2 働く婦人の増加 134
- 3 妻の届出 137
- 4 支給開始年齢の引上げ 139

5 保険料率の男女差の解消.....142

6 母子年金及び遺族年金の改善.....143

7 国会での論議.....147

第十二章 障害者の年金と手当.....151

1 障害年金の改善と特別障害者手当の創設.....151

2 障害者の自立と連帯.....155

3 国会での論議と修正.....157

第十三章 年金と雇用 (I).....160

1 支給開始年齢.....160

2 六十五歳への引上げ論.....162

3 時期尚早論.....165

4 今後の検討.....169

第十四章 年金と雇用 (II).....171

1 在職老齢年金.....171

2 厚生年金適用の年齢制限.....174

3 五人未満事業所への適用拡大.....175

4 船員・坑内員等の特例廃止.....177

第十五章 年金財政の将来.....181

1 五十九年財政再計算の前提と考え方.....181

2 基礎年金の財政.....186

3 厚生年金の財政.....188

4 国民年金の財政.....191

5 年金財政の将来展望.....194

第十六章 共済法の改正と年金制度の一元化.....196

1 年金一元化の閣議決定.....196

2 共済年金の改正と国会論議.....199

3 一元化の今後のすすめ方.....203

第十七章 法案の作成から成立まで.....206

1 改革案作成の考え方.....206

2 法案の審議.....208

3 各党の意見.....211

4 多くの人への感謝.....213

第十八章 新制度の発足.....215

1 被保険者数.....215

2 保険料.....217

3 年金額及び受給者数.....217

4 収支予算.....220

5 新旧制度の比較.....222

第二部 対談と講演

1	講演 年金制度における公平性の確保のために(昭和五十七年六月)	229
2	対談 公的年金制度の一元化をめざして(昭和五十九年一月)	233
3	座談 二十一世紀の年金制度の確立のために(昭和五十九年一月)	251
4	対談 年金改正法案が衆議院を通過して(昭和六十年一月)	267
5	対談 年金改正法の成立と今後の展望(昭和六十年五月)	281
6	講演 今年年金改革と国民年金(昭和六十年九月)	294
7	講演 新年金制度の発足と今後の課題(昭和六十一年六月)	299

第三部 資料

一	改革の経緯(年表)	305
二	年金改正法案要綱等	311
1	国民年金法等の一部を改正する法律案関係	311
(1)	要綱	311
(2)	提案理由説明(衆議院)	323
(3)	提案理由説明(参議院)	327
(4)	附帯決議(衆議院)	330
(5)	附帯決議(参議院)	331
(6)	修正事項(衆議院)	332

(7)	修正事項(参議院)	333
2	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案関係	334
(1)	要綱	334
(2)	提案理由説明(衆議院・参議院)	340
(3)	附帯決議(衆議院)	341
(4)	附帯決議(参議院)	343
(5)	修正事項(参議院)	344
三	審議会の意見・答申等	345
1	社会保障制度審議会建議(昭和五十二年十二月十九日)	345
2	年金制度基本構想懇談会報告(昭和五十四年四月十八日)	363
3	国民年金研究会報告(昭和五十七年二月十日)	385
4	共済年金制度基本問題研究会意見(昭和五十七年七月十四日)	402
5	社会保険審議会厚生年金保険部会意見(昭和五十八年七月十五日)	412
6	社会保険審議会答申(昭和五十九年一月二十四日)	416
7	国民年金審議会答申(昭和五十九年一月二十六日)	419
8	社会保障制度審議会答申(昭和五十九年二月二十三日)	419
9	共済年金制度改革検討委員会報告(昭和五十九年十月十二日)	421
10	国家公務員等共済組合審議会答申(昭和六十年四月八日)	426
11	地方公務員共済組合審議会答申(昭和六十年四月八日)	429
12	社会保障制度審議会答申(昭和六十年四月十日)	431

13 臨時行政調査会第三次答申(基本答申)(抜粋)(昭和五十七年七月三十日)..... 432

14 臨時行政調査会第五次答申(最終答申)(抜粋)(昭和五十八年三月十四日)..... 434

15 閣議決定「今後における行政改革の具体化方策について」(抄)(昭和五十七年九月二十四日)..... 435

16 閣議決定「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」(抄)(昭和五十八年五月二十四日)..... 436

四 各種改革構想の概要..... 438

五 諸外国の年金制度..... 449

① 制度の基本体系..... 451

② 年金額等..... 451

③ 老齢年金制度..... 453

④ 障害年金制度..... 457

⑤ 遺族年金制度..... 459

⑥ 費用負担..... 463

六 統計(年金)..... 465

一 現在までの推移

1 公的年金一般..... 465

第1表 公的年金制度被保険者数、受給者数及び平均年金額..... 466

第2表 公的年金制度被保険者数の推移..... 467

第3表 老齢(退職)年金受給者数の推移..... 469

2 厚生年金

第4表 老齢(退職)年金受給者数の被保険者数に対する割合..... 468

第5表 老齢(退職)年金受給者者1人当り年金月額額の推移..... 469

第6表 公的年金制度年金額の推移..... 470

第7表 公的年金制度給付費国庫負担額の推移..... 471

3 船員保険

第8表 厚生年金事業所数及び被保険者数の推移..... 472

第9表 厚生年金平均標準報酬月額額の推移..... 473

第10表 厚生年金受給者数及び年度間一時金受給者数..... 474

第11表 厚生年金年金額の推移..... 475

第12表 厚生年金1件当り老齢年金月額(退職)の推移..... 476

第13表 厚生年金収支状況..... 477

第14表 厚生年金保険料率の推移..... 478

第15表 60歳以上の年齢別・報酬別被保険者割合..... 479

4 国民年金

第16表 船員保険被保険者数等の推移..... 480

第17表 船員保険受給者数の推移..... 481

第18表 船員保険年金額の推移..... 482

第19表 船員保険収支状況..... 483

第20表 国民年金被保険者数の推移(男女別)..... 484

第21表 国民年金被保険者数の推移（強制・任意別）……………485

第22表 保険料免除者数の推移……………486

第23表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数……………487

第24表 国民年金金額及び一時金額……………488

第25表 国民年金収支状況の推移……………489

第26表 国民年金の平準保険料と拠出保険料の推移……………490

第27表 国民年金の給付水準及び保険料の推移……………491

第28表 福祉年金受給者数の推移……………492

第29表 福祉年金給付費の推移……………493

5 共済組合

第30表 共済組合収支状況の推移……………495

第31表 共済組合長期給付保険料率の推移……………497

二 将来見通し（昭和59年財政再計算結果）

1 厚生年金・国民年金

第32表 国民年金被保険者数の見通し……………498

第33表 拠出金算定対象者数の見通し……………498

第34表 基礎年金給付費の見通し……………499

第35表 厚生年金・国民年金支出額の見通し……………499

第36表 厚生年金被保険者数、老齢年金受給者数、給付費の見通し（改正前）……………500

第37表 厚生年金被保険者数、受給者数の見通し（改正法）……………500

第38表 国民年金被保険者数、老齢年金受給者数、給付費の見通し（改正前）……………501

第39表 国民年金（基礎年金）被保険者数、年金受給者数の見通し……………501

第40表 厚生年金収支見通し（改正前）……………502

第41表 厚生年金収支見通し（改正法）……………503

第42表 厚生年金収支見通し（改正法ベース、支給開始年齢65歳）……………504

第43表 国民年金収支見通し（改正前）……………505

第44表 国民年金収支見通し（改正法）……………506

第45表 厚生年金ケース別収支試算結果（改正法）……………507

第46表 厚生年金ケース別収支試算結果（改正法ベース、支給開始年齢65歳）……………507

第47表 国民年金ケース別収支試算結果（改正法）……………507

2 共済組合

第48表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正前）……………508

第49表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正法、ケースⅠ）……………509

第50表 国家公務員共済組合収支見通し（連合会、改正法、ケースⅡ）……………510

第51表 地方公務員共済組合収支の見通し（連合会、改正法）……………511

第52表 私立学校教職員共済組合収支見通し（改正法）……………512

第53表 農林漁業団体職員共済組合収支見通し（改正法）……………513

七 統計（人口その他）……………515

一 人口・世帯

第54表 年齢階級別人口の推移……………515

第55表 人口の将来見通し.....517

第56表 主要国の年齢3区分別人口の将来推計.....519

第57表 人口再生産率の推移.....520

第58表 労働力人口の推移.....521

第59表 従業上の地位別就業者数の推移.....522

第60表 産業別就業者数の推移.....523

第61表 平均余命の推移.....525

第62表 世帯構造別世帯数の推移.....527

第63表 世帯人員別世帯数の推移.....529

第64表 世帯類型別世帯数の推移.....530

第65表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移.....531

第66表 世帯構造別にみた65歳以上の者のみの世帯数の推移.....531

二 経済・財政

第67表 国民総生産及び国民所得等の推移.....532

第68表 各種金利の推移.....533

第69表 賃金上昇率、消費者物価上昇率の推移.....534

第70表 一般歳出及び社会保障関係費等の推移.....535

第71表 社会保障関係予算額の推移.....537

第72表 一般会計公債等の推移.....538

第73表 社会保障負担、租税負担等の推移.....539

三 社会保障

第74表 租税負担及び社会保障負担の国際比較(対国民所得比).....540

第75表 一律定年制における定年年齢の状況.....541

社会保障

第76表 社会保障給付費の推移.....542

第77表 主要国における社会保障給付費分野別構成割合の推移.....543

第78表 社会保障費等の将来推計.....545

第79表 被保護世帯数等の推移.....546

第80表 生活扶助基準額の推移.....547

四 家計

第81表 1世帯当り年平均1カ月間の支出(全国、全世帯).....549

第82表 1世帯当り年平均1カ月間の収入と支出(全国、勤労者世帯).....551

第83表 65歳以上の単身世帯における有業・無業別1世帯当り1カ月間の消費支出(全世帯).....552

第84表 農家世帯1戸当り1年間の収入と支出.....553

第85表 貯蓄及び負債の1世帯当り現在高の推移(全世帯).....555

第86表 貯蓄及び負債の1世帯当り現在高の推移(勤労者世帯).....557

第87表 生命保険の世帯加入率.....558

第88表 生命保険加入世帯の加入金額.....559

八 主要関係者名簿

1 社会保障制度審議会(昭和52年12月19日・昭和59年1月26日現在).....560

2 年金制度基本構想懇談会(昭和54年4月18日現在).....562

3	国民年金研究会 (昭和57年2月10日現在)	562
4	共済年金制度基本問題研究会 (昭和57年7月14日現在)	563
5	社会保険審議会 (昭和59年1月26日現在)	563
6	国民年金審議会 (昭和59年1月26日現在)	564
7	共済年金制度改革検討委員会 (昭和59年10月12日現在)	564
8	国家公務員等共済組合審議会 (昭和60年4月1日現在)	565
9	地方公務員共済組合審議会 (昭和60年4月8日現在)	565
10	衆議院社会労働委員会 (昭和59年12月18日現在)	566
11	参議院社会労働委員会 (昭和60年4月23日現在)	566
12	衆議院大蔵委員会 (昭和60年11月29日現在)	567
13	参議院内閣委員会 (昭和60年12月19日現在)	567
14	厚生省	568
15	大蔵省その他関係省庁	569

図表・統計表 (第一部)

第一章 年金改革の背景と必要性 (I)

〔図表〕

第1-1 図	男女別平均余命の推移	4
第1-2 図	年齢階級別人口構造の推移	5
第1-3 図	人口高齢化の推移の国際比較	6
第1-4 図	総人口に対する働き手と高齢人口の割合の推移	7
第1-5 図	世帯構造の変化の推移	8
第1-6 図	産業3部門別就業人口の割合の推移	10
第1-7 図	従業上の地位別就業者数の割合の推移	10
第1-8 図	国民年金の産業別被保険者の割合の推移	11
第1-9 図	船員保険被保険者数等の推移	12
第1-10 図	女子有配偶者 (15歳以上) の就業状態別構成比の推移	13
第1-11 図	国の公債残高・公債依存度・一般会計歳出伸率の推移	15

第二章 年金改革の背景と必要性 (II)		
第2-1 図	社会保障給付費の対国民所得比等の推移	18
第2-2 図	社会保障給付費 (対国民所得比) の部門別構成の国際比較	19
第2-3 図	老齢年金受給権者数の推移	24
第2-4 図	公的年金給付費の推移	25
第2-5 図	高齢者世帯における所得の種類別構成割合の推移	26

第三章 基礎年金の導入と制度の再編成		
第3-1 図	基礎年金の導入と制度の再編成	30
第3-2 図	社会保障制度審議会及び社会党の改革案	33
第3-3 図	年金制度の体系の国際比較	36
第3-4 図	社会保険方式か税方式か	41

第四章 基礎年金の水準と考え方 (I)		
第4-1 図	国民年金の望ましい給付水準	47
第4-2 図	職業別年間所得の分布	58

第五章 基礎年金の水準と考え方 (II)		
第5-1 図	物価上昇に伴う年金額の実質価値の低減率	67

第六章 基礎年金の費用		
第6-1 図	基礎年金の拠出金等の流れ	74

第七章 給付水準の適正化

第7-1 図 厚生年金加入期間の伸長と年金額の増加(改正前).....79

正前)

第7-2 図 厚生年金の標準的な給付水準.....80

第7-3 図 厚生年金の望ましい給付水準.....84

第7-4 図 厚生年金の世帯別給付水準(改正後).....88

第八章 保険料負担の適正化(Ⅰ)

第8-1 図 厚生年金の保険料負担の限度.....105

第8-2 図 厚生年金の保険料率の見通し.....107

第九章 保険料負担の適正化(Ⅱ)

第9-1 図 国民年金の保険料(月額)の見通し.....111

第9-2 図 国民年金の保険料の負担の限界.....113

第9-3 図 国民年金の保険料免除者数及び免除率の推移.....116

第十章 国庫負担

第10-1 図 年金関係国庫負担額の推移.....121

第10-2 図 一般会計予算と年金関係予算等の伸び率の推移.....122

第10-3 図 年金国庫負担の将来見通し.....125

第十一章 女性と遺族の年金

第11-1 図 女子雇用者数の推移.....135

第11-2 図 厚生年金及び国民年金の女子被保険者数の推移.....135

第11-3 図 女子の支給開始年齢上げの経過措置.....141

第11-4 図 国民年金の母子年金の仕組み.....144

第11-5 図 厚生年金の遺族年金の仕組み.....145

第十二章 障害者の年金と手当.....152

第12-1 図 障害年金の改正.....152

第十三章 年金と雇用(Ⅰ)

第13-1 図 厚生年金の支給開始年齢.....161

第13-2 図 平均余命の推移.....163

第13-3 図 老後の生活設計の中心.....164

第13-4 図 定年年齢別企業割合の推移(一律定年制).....167

第13-5 図 厚生年金の支給開始年齢.....168

第十四章 年金と雇用(Ⅱ)

第14-1 図 60-64歳の年齢層の在職高齢年金受給状況.....172

第十五章 年金財政の将来

第15-1 図 賦課方式と積立方式.....182

第15-2 図 厚生年金の収支見通し(改正後).....190

第15-3 図 国民年金の収支見通し(改正後).....193

第十六章 共済法の改正と年金制度の一元化

第16-1 図 共済年金の仕組み.....200

第16-2 図 共済年金の給付水準と保険料負担の適正化.....200

〔統計表〕

第一章 年金改革の背景と必要性(Ⅰ)

第1-1 表 人口高齢化スピードの国際比較.....6

第1-2 表 働き手の人口何人で高齢人口1人を養うか.....7

第二章 年金改革の背景と必要性(Ⅱ)

第2-1 表 社会保障給付費、租税、社会保障負担率等の国際比較.....19

第2-2 表 公的年金制度被保険者数及び受給権者数.....22

第2-3 表 公的年金各制度の仕組みと主な相違点.....23

第三章 基礎年金の導入と制度の再編成

第3-1 表 65歳以上の者に一律老齢基礎年金月額5万円を支給するとした場合の所要額.....39

第四章 基礎年金の水準と考え方(Ⅰ)

第4-1 表 高齢者世帯における1世帯当り平均所得金額と所得の種類別金額の構成割合の推移.....45

第4-2 表 高齢者世帯の消費支出(月額)と基礎年金の水準.....46

第五章 基礎年金の水準と考え方(Ⅱ)

第5-1 表 基礎年金の資格期間に関する経過措置.....61

第5-2 表 老齢福祉年金・5年年金等の受給者数の見通し.....64

第5-3 表 国民年金の給付改定率、物価上昇率、利廻り等の推移.....68

第5-4 表 65歳以上の者に月額1人5万円の年金を支給するための費用.....70

第六章 基礎年金の費用

第6-1 表 基礎年金の拠出金の算定式.....73

第6-2 表 拠出金算定対象となる基礎年金給付費と被保険者数.....76

第6-3 表 各制度別基礎年金給付費と基礎年金拠出金.....76

第七章 給付水準の適正化

- 第7-1表 厚生年金の標準的年金水準の推移(月額)……………82
- 第7-2表 男子1人当り老齢年金額の推移……………82
- 第7-3表 主要国の年金制度の概要……………83
- 第7-4表 勤労者世帯の家計における実収入額に占める非消費支出等の割合……………85

第7-5表 厚生年金の定額単価及び乗率に関する経過措置……………90

- 第7-6表 被用者の配偶者(妻)の老齢基礎年金に対する経過的加算額……………91
- 第7-7表 年金額スライド(率)等の推移……………94

第7-8表 厚生年金における過去の標準報酬の再評価率……………95

第八章 保険料負担の適正化(Ⅰ)

- 第8-1表 厚生年金の保険料率の推移……………101
- 第8-2表 諸外国における年金制度の保険料率の国際比較……………104

第九章 保険料負担の適正化(Ⅱ)

- 第9-1表 国民年金の保険料(月額)の推移……………110

第十章 国庫負担

- 第10-1表 公的年金の国庫負担の国際比較……………120

- 第10-2表 年金国庫負担の将来見通し……………125

- 第10-3表 諸外国の年金制度における労使負担割合……………130

第十一章 女性と遺族の年金

- 第11-1表 老齢年金の支給開始年齢と平均余命……………140
- 第11-2表 厚生年金の保険料率(改正後)……………142

第十二章 障害者の年金と手当

- 第12-1表 障害等級表の統一……………154
- 第12-2表 障害年金及び福祉手当の受給者数……………158

第十三章 年金と雇用(Ⅰ)

- 第13-1表 老齢年金の支給開始年齢の国際比較……………166

第十四章 年金と雇用(Ⅱ)

- 第14-1表 在職老齢年金……………172

- 第14-2表 健康保険及び厚生年金の未適用事業所及び従業員数……………176

第十五章 年金財政の将来

- 第15-1表 財政方式の考え方……………182

- 第15-2表 将来人口推計の比較……………184

- 第15-3表 過去の経済成長率等の推移……………185

- 第15-4表 「一九八〇年代経済社会の展望と指針」……………185

- 第15-5表 基礎年金の被保険者数、受給者数等の見通し……………187

- 第15-6表 基礎年金の給付費の見通し……………187

- 第15-7表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し……………189

- 第15-8表 厚生年金の給付費等の見通し……………189

- 第15-9表 国民年金の被保険者数の見通し……………192

- 第15-10表 国民年金の給付費等の見通し……………192

第十八章 新制度の発足

- 第18-1表 被保険者数……………216

- 第18-2表 年金額(月額)……………218

- 第18-3表 年金受給権者数……………219

- 第18-4表 保険料・国庫負担・給付費(予算ベース)……………221

- 第18-5表 基礎年金の収入と支出……………221

- 第18-6表 新旧制度比較表……………223

第十一章 女性と遺族の年金

1 サラリーマンの妻の取扱い

今回の年金改革の第三の柱は、女性の年金権の確立と年金制度における男女差の撤廃である。まずこれまでのわが国の年金制度における女性の取扱いがどうなっていたかという点、

- (1) 夫婦であれ、単身であれ、サラリーマンとして働いていれば、厚生年金などに加入し、男子と同様自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。
- (2) 夫婦であれ、単身であれ、自営業を営んでいれば、国民年金に加入し、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。
- (3) 二十歳以上六十歳未満の独身で無業の女性は、国民年金に加入し、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金

などを受けることができる。保険料を納められない人は免除される。

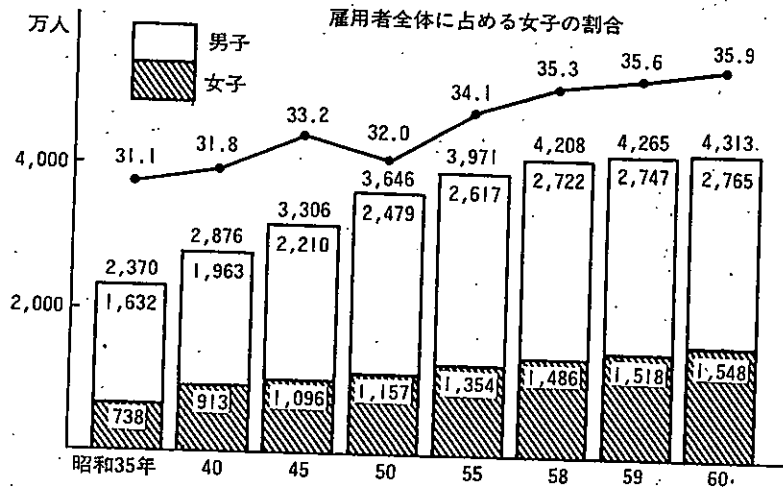
- (4) 夫がサラリーマンで厚生年金などに加入している家庭の妻、いわゆる専業主婦は、国民年金に任意加入することができ、自ら保険料を納め、自ら老齢年金、障害年金などを受けることができる。国民年金に任意加入しなければ、夫の老齢年金の加給の対象になり、夫が死亡したとき遺族年金を受けることができるが、自ら老齢年金、障害年金などを受けることはできない。

今回の改革で大きくかわるのは、このうち(4)のサラリーマンの妻の取扱いであり、サラリーマンの妻はこれからはすべて国民年金に強制加入することになる。しかし自ら国民年金の保険料を納める必要はなく、妻の保険料は、夫の給与から差し引かれる夫の厚生年金の保険料の中に含まれ、夫の分と一緒に厚生年金の会計から国民年金の会計に払い込まれる。そして老齢になれば自分名義の老齢年金を受けることができるし、障害になれば障害年金を受けることができる。仮に離婚した場合でも同じである。一方夫の老齢年金はこれまでより少なくなり、妻の加給分はつかなくなる。

今日女性に独立の年金権を与える必要はないという人はいないであろう。しかし年金制度のうえで女性を具体的にどう扱うかは、女性は男性とちがって職業をもたず、収入もなく、結婚しても夫の扶養家族として家事に専念する人が多いだけに、思想のうえでも実務のうえでもたいへんむずかしい。自らサラリーマンとして働いている女性が厚生年金などの適用を受けるのは当然としても、自営業者の妻や独身の無業の女性に国民年金を適用すべきかどうか、サラリーマンの妻は厚生年金の方でカバーすべきか、国民年金の方でカバーすべきかについて国民年金創設時にもたいへん議論があった。結局国民一人一人ができるだけ独立の年金権をもつべきであるという考え方にたつて、国民年金は適用も給付も完全な個人単位とし、自営業者の妻も独身の無業の女性も国民年金の独立の被保険者とした。しかし

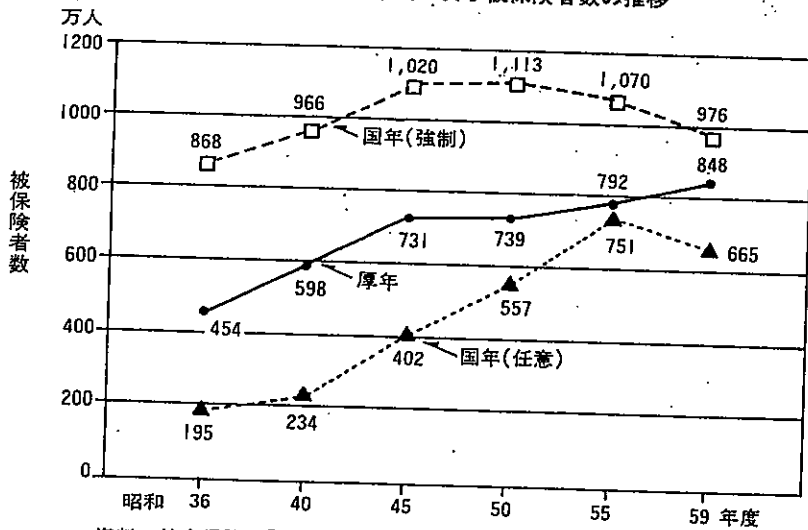
11 女性と遺族の年金

第11-1図 女子雇用者数の推移



資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第11-2図 厚生年金及び国民年金の女子被保険者数の推移



資料：社会保険庁「事業年報」

2 働く婦人の増加

サラリーマンの妻については、厚生年金が夫が外で働き、妻が家事に専念しているという通常のサラリーマン世帯を前提に給付が設計されており、夫の年金で妻の分もある程度カバーされている面もあるので、さしあたって希望する者だけが国民年金に任意加入できる途を開いた。しかし社会保険はあくまでも強制加入が原則であり、本来のあるべきすがたは今後引き続き検討することにしたのである。

今回の改革でこの長年の懸案に決着をつけ、サラリーマンの妻も全員国民年金に強制加入することとしたが、それは次のような理由からである。まず第一に、国民年金創設時から約二十五年の間に世の中の事情は大きく変わり、働く女性の数が著しく増えた。総理府の労働力調査によると、十五歳以上の有配偶の女子、つまり家庭の主婦のうち雇員として働いている人の数は、昭和三十五年には八・八%、一七〇万人程度にすぎなかったが、昭和五十八年には二八・八%、八八〇万人にも達している。また労働省の婦人労働白書によれば、未婚の女性を含め十五歳以上の女子の雇員者の数は、昭和五十九年度には一五・一八万人に達し、専業主婦を中心にした家事専業者一五・一六万人を初めて上まわり、男子を含めた全雇員者の三分の一以上を占めるに至った(第11-1図)。厚生年金に加入している女子の被保険者数も、昭和三十五年当時約四五〇万人にすぎなかったが、昭和五十九年には八五〇万人にも達している(第11-2図)。

第二に、サラリーマンの妻で国民年金に任意加入している者が、昭和五十五年にはサラリーマンの妻の六割から七割にもあたる七五〇万人にも達していることである。その後は少しずつ減少しているが、それでも昭和五十九年に六

六〇万人のサラリーマンの妻が国民年金に任意加入している。国民年金の全被保険者数は、昭和五十九年度で約二五〇〇万人であるから、その四分の一以上がサラリーマンの妻の任意加入である。すでにこれだけの人が国民年金に加入し、長年にわたって保険料を納めており、このことがいまの国民年金制度を財政的にも支えているという事実はいへんな重みをもっている。いまになって国民年金の任意加入制度をただ廃止するわけにはいかないのである。

第三に、厚生年金と国民年金の強制、任意をあわせた女子の年金加入者の総数は、昭和五十九年度で約二五〇〇万人にも達しており、男子の年金加入者二七〇〇万人にくらべて大きな差はない。いまや實際上女子も大部分の人が厚生年金または国民年金に加入しているといつてよいし、これからもその数は増えるであろう。また職業、収入、性別を問わず、すべての人に年金を保障するというのが制度の理念であり、それに近年における離婚の増加傾向を考えれば、夫の厚生年金の加給対象になり、夫が死亡したときに遺族年金を受けられるというだけではサラリーマンの妻の年金権としては不十分である。

しかしサラリーマンの妻を国民年金に強制適用することについては問題も少なくない。最大の問題は、どうしてすべての人に保険料を納めてもらうかということである。すでに七割の人が任意加入して保険料を納めているのだからそれほど心配ないという意見もあるかも知れないが、サラリーマンの妻のなかには夫の収入が低く、保険料を納めることのできない免除対象者は当然いると思わなければならない。しかしサラリーマン世帯についてまで個々に収入調査をして保険料の負担能力の有無の認定をすることは実際上不可能である。また保険料を納められる人であっても、保険料の納め忘れや滞納ということがあつた。そこで現実的、実際的な方法として、サラリーマンの妻は一人一人保険料を納めず、夫の厚生年金の保険料の中に妻の国民年金の保険料の分も含まれていることにし、夫と妻の国民年金の保険料分を厚生年金会計から一括して基礎年金の拠出金として国民年金会計の中の基礎年金勘定に払い込むことにしたのである。

たのである。

こういつたサラリーマンの妻の取扱について国会ではさまざまな意見があつた。まずサラリーマンの妻だけが自ら保険料を納めないで給付が受けられるのは社会保険の理論からいっておかしいという意見である。しかし妻の基礎年金はこれまでの夫の加給年金を増やして妻名義のものにしたものであると考えれば、これまでどおり夫の保険料でまかなわれることにしてもそうおかしいことではない。アメリカやイギリスでも夫の拠出に基づいて妻自身の年金が支給されているし、わが国の健康保険でも夫の保険料で妻や子に保険給付が行われている。仮に夫の保険料に妻の分を含めるのであれば、妻がいる場合といない場合で夫の保険料率に差をつけるべきではないかという意見もあつた。それも一つの理屈かも知れないが、健康保険でも妻や子の有無や数によって保険料率に差は設けられていない。それと差をつけるのであれば事務的にもたいへんである。もう一つせつかくこれまで多数のサラリーマンの妻が、自分の老後の年金のために自ら保険料を納め、それによって年金に対する自助努力や自己責任の意識が育ってきたのにいまこれをやめるのは惜しいという意見があつたが、この点については率直にいつて私もそういう気がしないではない。

3 妻の届出

今回のサラリーマンの妻の取扱について、事務処理上からの問題を指摘する意見がある。サラリーマンの妻はこれからは国民年金の第三号被保険者になるが、サラリーマンの妻はまず自分がそれに該当することを市町村に届け出なければならぬ。その後仮に自分が勤めにできれば、当然厚生年金などに加入し、第二号被保険者になるし、勤めでなくても何らかの収入があり、それが年収九〇万円をこえれば夫の被扶養者でなくなり、第一号被保険者として保

除料を自ら納めなければならない。また夫の退職や失業によって夫がサラリーマンでなくなった場合は無論のこと、夫が死亡したり、夫と離婚した場合にも第三号被保険者の資格を喪失し、第一号被保険者になる。サラリーマンの妻はこういったことの都度市町村に届け出なければならない。

市町村は原則として被保険者からの届出によって第三号被保険者としての資格と期間を記録し、それをもとに六十五歳になったとき年金受給権の有無を認定する。そのときに過去に第一号被保険者であったにもかかわらず、自ら納めるべき保険料を納めていない期間があれば、当然年金が受けられなくなったり、額が少なくなる。いま約一二〇〇万人もいると推計されるサラリーマンの妻について果たしてこのような被保険者の種別の変更、資格の得喪の届出がきちんと行われるかどうか、そしてそれを正確に記録し、きちんと長期間保存管理できるかどうかという点とである。社会保障制度審議会委員として国民年金の創設以来あらゆる年金改正にタッチしてこられ、制度にも実務にもくわしい故今井一男氏も、今回のサラリーマンの妻の取扱いには制度の仕組みとしても疑問があり、実務上もうまくいかないのではないかとという危惧を私によせられた。率直に言ってこのような心配がないわけではない。それだけにこれからサラリーマンの妻は、自ら保険料を納めなくてよいかわりに、必要な届出はきちんと行わなければならない。また社会保険事務所や市町村も事業主などの協力をえて第三号被保険者の的確な事務処理に万全を期さねばならない。こういったことがうまくいくかどうか新しい制度の将来を左右することにもなるといっても過言ではない。

今回の改革でサラリーマンの妻にもこれからは加入期間四十年で五万円の基本年金が保障されることになる。そのかわり夫の厚生年金は、これまでの夫婦二人分の水準から単身の水準に下がり、妻分の加給もなくなる。この場合これまで国民年金に任意加入していた人の加入期間や、納めた保険料の扱いがどうなるかという点と、昭和三十六年四月一日以降のサラリーマンの妻の期間は任意加入していたかどうかにかかわらず、すべて基本年金の資格期間に算入され、実際に任意加入して保険料を納めていた人は、任意加入しなかった人より高い基本年金が受けられる。これまでは夫の年金についていた月額一万五〇〇〇円の妻の加給分は、妻が六十五歳になればなくなるが、昭和二年四月一日以前に生まれた人については同じ額の振替加算が基礎年金のうえにつき、それ以降昭和四十一年四月一日以前に生まれた人についても年齢に応じて五十九年度価格で一万五〇〇〇円以下一〇〇八円までの振替加算がつく。今回の改革でサラリーマンの妻をどう取り扱うかは、年金の体系や給付の仕組みの基本ともかかわる問題だけでもっとも迷い、苦心した点の一つである。これについての意見、評価は分かれるかも知れないが、これによってこれまで不安定であり、あいまいであったサラリーマンの妻の年金制度のうえでの取扱いが明確になり、名実ともに女性の人格と権利が認められたといえるであろう。

4 支給開始年齢の引上げ

女性の年金についての今回の改革の第二は、これまで五十五歳であった厚生年金における女子の老齢年金の支給開始年齢が、男子と同様六十歳に引き上げられたことである。昭和十七年に厚生年金ができたとき、老齢年金の支給開始年齢は男女とも五十五歳であった。それが昭和二十九年の厚生年金の大改正の際に、男子のみ二十年かけて六十歳に引き上げられ、女子はそのまま五十五歳に据え置かれた。それは当時女子で雇用者として働く人は少なく、仮に厚生年金に加入しても年金の資格期間を満たさず、脱退手当金を受けて脱退する者が大部分であったからである。い

う国はない。
 今回の年金改革は職業や性別にかかわらず国民に公平で平等な年金制度の確立をめざすものであり、もはや女子の支給開始年齢だけを五十五歳にしておく必要性はないといつてよい。社会保険審議会も女子の支給開始年齢については、労働条件における男女差の解消などの趨勢を考慮し、見直すべきであるという意見であった。
 しかし女子にとつても支給開始年齢の引上げはすでに年金を受けている人にとつては無論のこと、年金受給の間近の人にとつてはたいへん大きな問題であり、一挙に五歳も引き上げることはできない。
 昭和二十九年に男子の支給開始年齢を五十五歳から六十歳に引き上げたときも二十年かけている。そこで今回の女子の支給開始年齢の引上げも十五年という長い期間をかけて行うこととして、新法施行日に五十四歳以上の人（昭和七年四月一日以前に生まれた人）は、これまで通り五十五歳のままとし、五十二歳及び五十三歳の人は五十六歳、以後年齢が二歳若くなることに支給開始年齢が一年ずつ引き上げられ、施行

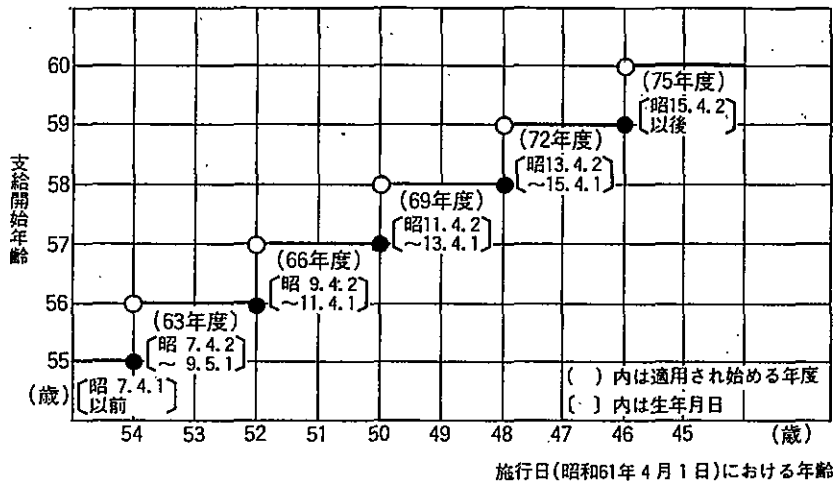
第11-1表 老齢年金の支給開始年齢と平均余命

支給開始年齢	支給開始年齢における平均余命		平均寿命 (昭和59年)
	昭和35年	昭和59年	
男 60歳	14.87年	19.24年	74.54年
女 (改正前) 55歳	21.91年	27.47年	80.18年
(改正後) 60歳	17.91	23.00	

資料：厚生省年金局調べ

や雇用者として働く女子は全雇用労働者の三五・六%を占めるに至り、また、昭和三十六年の国民年金創設の際年金の通算制度ができ、一年以上の加入期間は原則として必ず年金に結びつくことになった。
 一方国民の平均寿命は、男女ともめざましい伸長をとげ、いまや男子七四・五四歳、女子八〇・一八歳に達し、女子の平均寿命は世界一長くなった。男子六十歳、女子五十五歳という年金受給開始後の平均余命をくらべると、男子一九年に対し、女子は二七年と男女の差はさらに大きい（第11-1表）。雇用の面でも六十歳定年制が徐々に一般化しつつあり、定年について男女で差をつけている企業も、昭和四十八年には二八・九%であったが、昭和五十八年には一八・五%に減っている。
 国民年金の支給開始年齢は男女とも六十五歳である。共済年金は、現在男女とも五十六歳であるが、昭和七十年には男女とも六十歳になる。諸外国ではアメリカ、スウェーデンは男女とも六十五歳、フランスは男女とも六十歳、イギリス及び西ドイツは男子六十五歳、女子六十歳で、国によってまちまちであり、男女差を設けている国はあることはあるが、女子五十五歳とい

第11-3図 女子の支給開始年齢引上げの経過措置



日に四十五歳以下の人（昭和十五年四月二日以後に生まれた人）から全部六十歳にすることにした。いいかえれば昭和六十三年から三年ごとに年齢が一歳ずつ引き上げられ、昭和七十五年にすべての女性の支給開始年齢が六十歳になる（第11-3図）。

5 保険料率の男女差の解消

支給開始年齢のほかに、厚生年金には保険料率にも昭和五十九年現在で男子千分の一〇六、女子千分の九三という男女差がある。保険料率の男女差は厚生年金ができたときからのものであるが、これについても女子の雇用動向、平均余命等からみて、男女差を残す合理的理由に乏しいというところで、昭和五十五年改正のときから女子の保険料率だけ毎年千分の一ずつ引き上げ、男女差を縮少してきている。社会保険審議会は、保険料率の男女差については引き続き計画的に是正をはかるべきであるとした。そこで今回の改革でさらに格差縮少のピッチを早めることとし、昭和六十年十月から男子は千分の一八アップして千分の二二四にするのに対し、女子は千分の二〇アップして千分の二二三とし、昭和六十一年以降も女子の保険料率だけは毎年千分の二ずつ引き上げていくこととしたのであるが、

第11-2表 厚生年金の保険料率（改正後）

年次	男子	女子
昭和60年	10.6→12.4% (1.8%)	9.3%→11.3% (2.0%)
61	12.4	11.45
62	12.4	11.6
63	12.4	11.75
64	12.4	11.9

(注) () 内は保険料率の引上げ幅

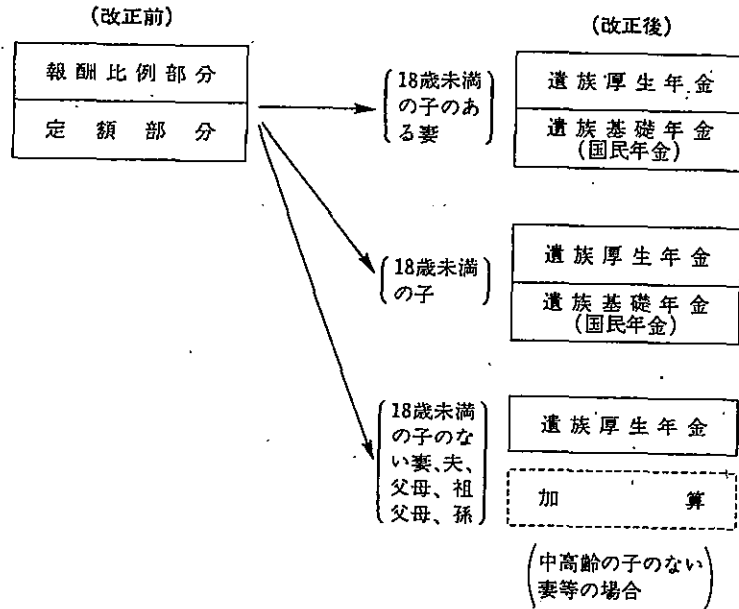
参議院で格差縮少のピッチを早めることはやむをえないとしても、毎年の引上げ幅をもう少し縮少すべきであるという意見がで、千分の二から千分の一・五に縮少することに修正された。これにより女子の保険料率は昭和六十四年には千分の一一九になり、男子との差は千分の五になる。仮にそれ以後も同じペースで差が縮少されていけば、昭和六十八年に保険料率の男女差はまったくなくなることになる（第11-2表）。

6 母子年金及び遺族年金の改善

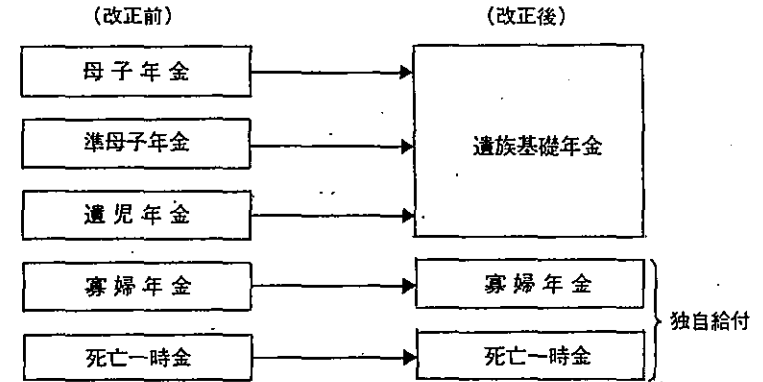
女性だけを対象としたものではないが、受給者に女性が多く、女性にきわめて関係の深い年金が母子年金や遺族年金である。これらについてはこれまで次のようなことが問題点として指摘されてきた。第一は、年金を受けられる遺族の範囲に制度によつてちがいがあることである。国民年金は夫が死亡した場合に十八歳未満の子のある妻とそれに準ずる母子、それに十八歳未満の子に限られるのに対し、厚生年金は妻、子のほか、六十歳以上の夫、父母、祖父母、十八歳未満の孫も遺族年金を受けられることができる。

第二に、年金を受けるために必要な被保険者期間などにも制度によるちがいがあることである。国民年金の場合は、母子年金を受けるために原則として受給者たる妻が被保険者として一年以上保険料を納めていることが必要であるのに対し、厚生年金の場合には、死亡した夫に六月（共済の場合は一年）以上の被保険者期間があることが必要である。国民年金をつくる際、国民年金についても厚生年金の場合と同様、死亡した夫に一定期間保険料を納めていることを必要とすべきではないかという意見もあったが、国民年金が夫婦それぞれ独立の被保険者としており、受給者となる妻について一定の保険料納付を要件としたのである。

第11-5図 厚生年金の遺族年金の仕組み



第11-4図 国民年金の母子年金の仕組み



第三に、厚生年金の遺族年金の水準は、恩給の扶助料と同様夫の受けるべき老齢年金の二分の一ということになっているが、これが諸外国にくらべて低いことである。したがってこれを諸外国における遺族年金の水準と同様、六割乃至七割程度に引き上げるとともに、妻の年齢、子の有無など遺族の態様によって遺族年金の保障の必要性にちがいががあるので、十八歳未満の子のある妻や中高年の妻によりよい手厚い年金を支給すべきではないかという意見が強かった。

このような指摘や意見をふまえ、今回の改革で母子年金と遺族年金は次のように改められた。

一 被用者たると自営業者たるとを問わず、全国民が国民年金に加入し、加入期間中に生計中心者たる夫が死亡すれば、国民年金から遺族基礎年金を受けることができる。

二 遺族基礎年金を受けることができる遺族の範囲は、十八歳未満または二十歳未満で、一、二級の障害のある子を有する妻あるいはその子に限られることはこれまでの国民年金と同じであるが、これまでとちがって遺族基礎年金を受けるためには、死亡した夫や受給者となる妻に、六月あるいは一年以上という被

保険者期間や保険料納付済期間は必要でなく、死亡した夫が被保険者になってすぐ遺族となった場合であっても、遺族基礎年金が支給される。ただし、国民年金の場合には死亡した夫が保険料を三分の二以上滞納していないことが必要である。妻についての保険料納付は問われない。

三 遺族基礎年金の創設に伴い、国民年金の母子年金、準母子年金、遺児年金、母子福祉年金、準母子福祉年金はすべて廃止される。既裁定の母子年金や準母子年金、遺児年金は遺族基礎年金と同様の水準に引き上げられる。既裁定の母子福祉年金、準母子福祉年金も遺族基礎年金に裁定替される(第11-4図)。

四 遺族基礎年金の額は、死亡した夫の保険料納付済期間にかかわらず、四十年納付の場合の老齢基礎年金と同じ昭和五十

九年度価格で月額五万円、十八歳未満の子がいれば第一子及び第二子については月額一万五〇〇〇円、第三子からは一人について五〇〇〇円加算される。これまで国民年金の母子年金は、子一人の場合月額六万二八七円、母子福祉年金は三万三三〇〇円であったが、これが月額六万五〇〇〇円の遺族基礎年金にかわる。

五 遺族基礎年金は国民共通の給付であるが、死亡した夫がサラリーマンで厚生年金に加入していた場合には、遺族基礎年金のほかに厚生年金から報酬比例の遺族厚生年金が支給される。遺族厚生年金の額は、夫の受けるべき報酬比例の老齢年金の四分の三相当額である。この場合平均標準報酬月額に対する乗率は、千分の七・五として計算し、夫の被保険者期間が二十五年未満のときは二十五年として計算する。夫の平均標準報酬が月額二五万四〇〇〇円とすれば、遺族厚生年金の額は月額約三万五七〇〇円となる（第11—5図）。

六 厚生年金に加入していた夫が死亡しても、十八歳未満の子のない妻には遺族基礎年金は支給されず、報酬比例の遺族厚生年金のみが支給される。ただし、その妻が夫の死亡時四十歳以上であれば、遺族厚生年金に月三万七五〇〇円が加算される。同じ未亡人であっても、十八歳未満の子のあるなしでは生活の困窮度に大きなちがいがあり、子がいなければ自立や再婚も比較的容易と考えられるからである。しかし四十歳以上の中高年齢以上の場合にはそうともいい切れないので、遺族基礎年金の四分の三相当額の加算がつく。なお、衆議院における修正で夫の死亡時四十歳未満であっても、三十五歳以上であれば四十歳から加算がつくことになった。

七 六十歳以上の夫、父母、祖父母、十八歳未満の孫も、十八歳未満の子のない妻と同様遺族基礎年金は受けられないが、遺族厚生年金を受けることができる。夫、父母、祖父母については、死亡時六十歳未満であっても五十五歳以上であれば六十歳から支給されることに衆議院で修正された。

今回の改革によって、遺族年金も一階部分が国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という二階建年金の仕組みになり、水準の引上げ及び遺族の年齢や態様による給付の重点化がはかられた。これによってこれまでのような夫の老齢年金の権利の継承という遺族年金の性格は弱まり、遺族に対する独自の社会保障給付という性格が強まったといえるし、また遺族も六十五歳以上になれば自ら老齢基礎年金を受けることができるので、これまで遺族年金が実際上果たしてきた高齢寡婦に対する老齢年金としての機能もなくなったといえる。なお、これからは原則として一人で二以上の年金を受けることができなくなるが、自らの老齢基礎年金と夫の死亡による遺族厚生年金は併給されるのである。

7 国会での論議

今度の改革では、障害年金の改善とともに、婦人の年金権の確立が改革の大きな柱であり、遺族年金も大幅に改善され、かねてから指摘されてきた問題がすべて解決されたことは女性にとっては喜ばしいことであり、評価されなければならぬ。しかし国会審議では、参議院の各党婦人議員から、働く女性の立場にたつて反対というよりむしろ反撥ともとれる質問や意見が多くでた。第一に、サラリーマンの妻が保険料を払わずに年金がもらえるのはおかしい、恵まれた家事専業の女性の年金の費用を、共稼ぎせざるをえない夫婦や独身の女性が負担することになるといふ意見である。独身かどうかを問わず、賃金、報酬が同じであれば、料率も同じであるのが社会保険料の負担の仕方としてより公平ではないかと思うし、家事や育児も女性の大事な仕事であり、夫の収入には家庭にいる妻の内助の功もあると考えるのははや古すぎるのであろうか。

第二に、雇用の面でまだ男女差別があり、年金額のうえでも男女に大きなひらきがあるのに、年金を個人単位にし

て、支給開始年齢や保険料率を男女同一にするのは、働く女性の年金を不利にするものだという意見である。しかし雇用面のにおける男女差別については、同じ国会でそれを撤廃するための男女雇用機会均等法が制定されようとしているのに、年金制度のうえでだけ女性の優遇措置を残せというのはどんなものであるか。また男子にくらべて女性の平均年金額が低いのは、男子にくらべて女性の平均標準報酬が低いこと（昭和五十八年度男子二五・四年、女子一九・五年）によるものであり、男女差別によるものではない。平均標準報酬や平均余命（平均年金受給期間）との関係では、むしろ男子にくらべて女子の方がはるかに有利なのである。なお、女子の平均標準報酬を月額一三万八〇〇〇円、加入期間四十年とした場合の女子の標準的な老齢年金の水準は月額九万一四〇〇〇円になる。

女性や遺族については、国によってかなり年金制度上の取扱いにちがいがあがる。国会では以上のほか次のようなことも議論になったので紹介しておきたい。一つは女性の妊娠、出産、育児等による休業期間の取扱いについてである。諸外国ではたとえばイギリスにはホーム・レスボンビリティーズ・プロテクションという制度があり、育児、介護等のため労働活動を行うことができなかつたことによる基礎年金給付の減少を防止するために、十六歳以下の子が児童手当を受給している期間は、基礎年金に加入すべき年数から控除している。老人や障害者を介護し、介護手当を受けている期間も同様の取扱いになっている。西ドイツでも妊娠、出産期間は脱落期間として保険料を拠出しなくても年金額に反映させており、フランスでも子が十六歳になるまで少なくとも九年間養育したときは、年金額の算定にあつて一人につき二年間加入期間に加算される。

国会で、わが国でも妊娠、出産、育児等による休業期間も年金の加入期間に算入し、年金額に反映させることはできないかという質問があつた。わが国では厚生年金の適用はあくまで雇用関係と賃金、報酬の支払いが前提であり、雇用関係がないにもかかわらず、妊娠、出産、育児等の期間を被保険者期間に計算するわけにはいかない。しかし、いま国公立の施設で働く教員や保母、看護婦等について認められているような雇用関係の継続を前提とした本格的な育児休業等の制限が民間にも確立、普及していけば、これらの期間も自ずと厚生年金の被保険者期間に計算されることになる。しかし、わが国においても、今回の改革で基礎年金に関する限り、妊娠、出産、育児を含むすべての期間が年金の資格期間に算入され、サラリーマンの妻であれば年金額も何ら影響を受けることはなくなつたのである。もう一つは離婚した女性に対する年金権に関連し、離婚したとき妻に夫の老齢年金の分割が認められないか、また離婚した後、前の夫が死亡したときに妻が遺族年金を受けられるようにできないかという意見である。離婚した妻に対する取扱いも国によってさまざまであり、西ドイツでは離婚の際夫の年金権の分与が認められているし、フランスやイギリス、アメリカでも婚姻期間や死亡時の年齢について一定の条件を満たせば、離婚した妻にも夫の老齢年金の一部や遺族年金が支給されることがある。

諸外国の取扱いはたいへん興味のあるところであるが、この問題はそれぞれの国の離婚制度のあり方や離婚の事情、婚姻期間中に夫の取得した収入や財産に対し、婚姻期間中あるいは離婚した妻にどの程度の持分、権利を認めるかという民法上や税法上の取扱いとも関係があり、年金制度のうえでのみ諸外国の取扱いを直ちにわが国に導入することはできない。しかしわが国においては、今回の改革で夫の保険料で妻自身にも婚姻期間に応じて基礎年金の権利が与えられることになった。たとえば夫が厚生年金に四十年加入した場合、夫婦で月一七万六〇〇〇円の年金のうち五万円は基礎年金として法律上も妻の分として認められたということであり、その後離婚しても同じである。したがって基礎年金に関する限り離婚した妻に対しても完全なあたりで年金権が保障されたといえる。

以上のほか、男女平等というからには妻が死亡した場合夫にも妻と同じ条件で遺族年金を支給すべきでないかとい

う意見もあった。西ドイツやアメリカはそうである。しかし遺族年金の必要性という観点からは、わが国でまだそこまですることはないであろう。

今回の年金法の改正が審議されている同じ国会で、労働省が雇用の面における男女差別を撤廃するための男女雇用機会均等法案を提出し、ほぼ同時に成立した。これを受けてわが国が昭和五十四年十二月国連総会において採択した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が昭和六十年六月二十四日国会で批准された。そして翌昭和六十一年四月一日から新年金法と男女雇用機会均等法が同時に施行になり、年金制度における男女平等と雇用の面における男女平等が同時に実現した。昭和五十一年から十年間の国際婦人年の最終年にふさわしい誠に象徴的なできごとであったといつてよい。

第十二章 障害者の年金と手当

1 障害年金の改善と特別障害者手当の創設

今回の改革で障害年金の仕組みも大きく変わり、内容も大幅に改善された。まず第一に、障害年金も基礎年金と報酬比例年金の二階建て年金の仕組みになり、一、二級の障害者に対し、国民年金から全国民共通の障害基礎年金が支給され、厚生年金からはその上のせ給付として報酬比例の障害厚生年金がでる。国民年金の障害福祉年金は廃止され、既裁定の障害福祉年金は障害基礎年金に裁定替えされる。厚生年金の三級の障害者に対しては厚生年金の独自の給付として障害厚生年金のみが支給される（第12—1図）。

第二に、障害年金を受けるためには、これまで厚生年金については原則として六月以上の被保険者期間、国民年金については一年以上の保険料納付済期間が必要とされたが、これからは被保険者になつてすぐ障害になつても障害年

た。共済法の成立は竹下大臣のお力によるところが大きい。自民党の田中正巳公的年金調査会長、橋本龍太郎行政調査会長には、年金法のみならず共済法案のときも、成立のためにたいへんご尽力をいただいたし、自民党の国会対策委員長であった衆議院の江藤隆美、参議院の齋藤十朗の両先生の名も忘れるわけにはいかない。当時の自民党の幹事長は金丸信、総務会長は宮沢喜一、政調会長は藤尾正行の諸先生であった。

昭和六十一年四月一日無事新年金制度が船出することができ、年金局長室に年金局職員が全員集まり、今は亡き吉村仁事務次官にもきていただき、樽酒をくみかわして新制度の船出を祝い、お互いに労をねぎらいあった。また五月二十六日に新年金法の施行祝賀会を駒場エミナースで開き、山田雄三、福武直、小山路男などの諸先生をはじめとする関係審議会の委員、事業主及び労働団体の代表、報道各社の論説委員及び厚生担当記者、大蔵省などの関係省庁の担当者、厚生省OBなどの方々をお招きし、今井厚生大臣からお礼を申しあげ、みなで盃をあげた。それは今回の改革に長い間寝食を忘れてうちこみ、情熱をもやしてきた者にとって感無量のひとときであった。最後にあらためてこれらの方々に厚く感謝の意を表したい。

第十八章 新制度の発足

1 被保険者数

一 昭和六十一年四月一日新年金制度が発足したが、新年金制度の発足時（改正後）のすがたを旧制度（改正前）と比較すると、まず、国民年金の被保険者は、従来は自営業者、農業従事者などの強制加入被保険者と、被用者の妻などの任意加入被保険者となっていたが、新制度では、学生等を除き、原則として日本に居住する二十歳から五十九歳までの者はすべて強制加入被保険者となった。これを被保険者の種類ごとにみれば、第一に自営業者や農業従事者等従来の強制加入被保険者は第一号被保険者に移行し、第二に厚生年金や共済年金に加入している被用者本人は、同時に第二号被保険者として国民年金にも加入することとなった。第三にこれまで国民年金に任意加入していた被用者の妻はもちろん、これまで国民年金に任意加入していなかった被用者の妻も、新法では第三号被保険

一 五十九年度価格で五万円とされた基礎年金の額は、五十九年度と六十歴年の消費者物価上昇率に基づき三・八%のスライドが行われ、六十一年度から実際には五万一九〇〇円で発足した。また、国民年金の十年年金などの旧法年金についても、六十年年度スライド積残し分と六十歴年の消費者物価上昇分として二・七%のスライドが実施された(第18-2表)。

3 年金額及び受給者数

二 国民年金の保険料は、昭和六十年四月から月額六七四〇円であったが、昭和六十一年四月から五十九年度価格六八〇〇円に物価スライド率三・八%をかけて七一〇〇円に引き上げられた。六十二年度は七四〇〇円、六十三年度は七七〇〇円と、六十五年まで毎年三〇〇円ずつ引き上げられることとされているが、基礎年金について物価スライドが行われたときは、その額にスライド率をかけた額になる。

2 保険料

一 厚生年金の保険料率は、新制度の実施に先立ち、六十年十月から男子は千分の二八、女子は千分の二〇保険料率が引き上げられた。これにより、一般男子(第一種被保険者)が千分の二〇六から二二四、女子(第二種被保険者)が千分の九三から一一三、坑内員・船員(第三種被保険者)が千分の一一八から一三六、任意継続被保険者(第四種被保険者)が千分の二二四に引き上げられた。

第18-1表 被保険者数

(単位：千人)

制 度	旧 制 度			新 制 度		
	男 子 女 子 坑 内 員	合 計		男 子 女 子 坑 内 員 船 員	合 計	
厚 生 年 金	男 子	18,385		男 子	18,347	
	女 子	8,657		女 子	8,746	
	坑 内 員	25		坑 内 員	24	
	合 計	27,068		合 計	27,287	
国 民 年 金	強 制 加 入	17,639		第 1 号	18,362	
	任 意 加 入	7,452		第 3 号	9,748	
				任 意 加 入	1,199	
	合 計	25,091		合 計	29,309	

資料：社会保険庁調べ

- (注) 1. 旧制度は昭和61年3月末、新制度は61年9月末である。
 2. 国民年金の第3号被保険者は、被保険者ファイルへの入力済数であり、届出数ではない。
 3. 厚生年金の被保険者は、国民年金の第2号被保険者でもある。

者として国民年金に加入することとなった。したがって、新法の国民年金の任意加入被保険者は、学生や在外邦人、あるいは六十歳から六十四歳までの任意加入者等に限られる。

二 厚生年金の被保険者についても、新法と旧法では若干のちがいがあられる。第一に今回の改革により、船員保険の職務外年金部門が厚生年金に統合され、船員保険の被保険者は坑内員と同様厚生年金の第三種被保険者として取り扱われることとなった。第一に新法では原則として厚生年金の被保険者は六十四歳までで、六十五歳になると被保険者資格を喪失することになった。ただし、その時点で老齢年金の資格要件を満たしていない者については、任意加入が認められている。第三に五人未満事業所等の適用拡大により、これまで法人の事業所に勤務しながら国民年金の被保険者であった者が、段階的な適用拡大により、厚生年金の被保険者となることとなった。

第18-3表 年金受給権者数

(単位：千人)

制 度	旧 制 度		新 制 度	
厚 生 年 金	老齢年金	3,267	老齢年金	3,405
	通算老齢年金	2,066	通算老齢年金	2,157
	障害年金	265	障害年金	270
	遺族年金	1,482	遺族年金	1,497
	通算遺族年金	165	通算遺族年金	172
	合 計	7,246	合 計	7,500
			老齢厚生年金	20.6
			障害厚生年金	0.8
			遺族厚生年金	9.9
			合 計	31.3
国 民 年 金	老齢年金	6,846	老齢年金	6,916
	通算老齢年金	1,500	通算老齢年金	1,596
	障害年金	321	障害年金	321
	母子・準母子年金	112	母子・準母子年金	105
	遺児年金	6	遺児年金	5
	寡婦年金	52	寡婦年金	52
	合 計	8,837	合 計	8,996
			老齢基礎年金	15.2
			障害基礎年金	701.0
			遺族基礎年金	9.1
		合 計	725.3	
福 祉 年 金	老齢福祉年金	1,894	老齢福祉年金	1,810
	障害福祉年金	643	障害福祉年金	—
	母子・準母子福祉年金	0.6	母子福祉年金	—
	合 計	2,537	合 計	1,810

資料：社会保険庁調べ

(注) 1. 旧制度は昭和61年3月末、新制度は61年9月末である。

2. 福祉年金は受給者数である。

第18-2表 年金額 (月額)

制度名	年 度	旧 制 度		新 制 度
		昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度
スライド率		2.0%	3.4%	2.7%, 3.8%
[厚生年金]				
55年改正モデル年金 (30年加入, 夫婦)		153,483円	158,200円	—
59年改正モデル年金 (32年5月加入, 夫婦)		—	—	183,842円
障害年金・遺族年金 (最低保障額)		47,817	49,450	51,900
遺 族 年 金 (2子, 最低保障額)		75,317	76,950	101,200
[国民年金]				
10年年金		30,375	31,408	32,258
5年年金		25,858	26,733	27,458
20年年金 (モデル) (現行最長期間 加入者, 単身)		—	43,592	44,767
障害年金 (1級)		59,775	61,817	64,875
〃 (2級)		47,817	49,450	51,900
母子年金 (子1人)		62,817	64,450	67,467
[基礎年金]				(昭和59年度) (昭和61年度) (価格) (価格)
老齢基礎年金		—	—	50,000円→51,900円
障害基礎年金 (1級)		—	—	62,500 →64,875
〃 (2級)		—	—	50,000 →51,900
遺族基礎年金 (子1人)		—	—	65,000 →67,467
[福祉年金]				
老齢福祉年金				
収入 600万円未満		25,600	26,500	27,200
収入 600万円以上		23,500	23,800	24,000
876万円未満				
障害福祉年金 (1級)		38,400	39,800	—
〃 (2級)		25,600	26,500	—
母子福祉年金		33,300	34,500	—

資料：社会保険庁調べ

第18-4表 保険料・国庫負担・給付費(予算ベース)

(単位：億円)

制 度	保 険 料			国 庫 負 担			給 付 費		
	60年度	61年度	増 減	60年度	61年度	増 減	60年度	61年度	増 減
厚生年金	75,968	91,412	15,444	9,135 (12,185)	15,880 (18,920)	6,745 (6,735)	71,584	80,267	8,683
国民年金 (拠出制)	18,891	12,526	△ 6,365	8,431 (10,987)	6,567 (8,484)	△ 1,864 (△ 2,503)	28,507	31,226	2,719
基礎年金	-	-	-	-	-	-	-	4,927	4,927
福祉年金				9,306	6,855	△ 2,451	9,306	6,855	△ 2,451
合 計	94,859	103,938	9,079	26,872 (32,478)	29,302 (34,259)	2,430 (1,781)	109,397	123,274	13,878

資料：社会保険庁調べ

- (注) 1. 厚生年金の国庫負担は、厚生年金保険の国庫負担の繰入れの特別措置に基づく国庫負担金の一般会計からの受入れ見込み額を計上した。()内は特別措置がないものとした本来額である。
 2. 国民年金(拠出制)の国庫負担は、平準化法による減額後の額であり、()内は国庫負担所要額である。

第18-5表 基礎年金の収入と支出

(昭和61年度 単位：億円)

拠 出 金 等	給付費(交付金)
厚生年金から 29,570	基礎年金給付費 4,927
国民年金 14,402	交 付 金 45,491 (旧法給付費中基礎年金相当分)
共済組合 6,446	(内訳 厚生年金へ 14,663 国民年金 27,354 共済組合 3,474)
合 計 50,418	合 計 50,418

資料：社会保険庁調べ

4 収支予算


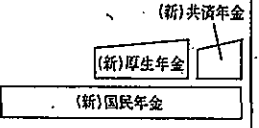
二 年金の種類別の受給権者数について改正前と改正後をくらべれば、第18-3表のとおりである。改正により、老齢福祉年金を除いて福祉年金は廃止され、旧制度の障害福祉年金と母子(準母子)福祉年金は、それぞれ障害基礎年金と遺族基礎年金に裁定替えされた。また年金の種類として、旧法に基づく国民年金や厚生年金の給付に加え、改正後は新法に基づく基礎年金や厚生年金が加わったが、新法に基づく年金の受給権者の数は障害基礎年金を除けばまだ少ない。

一 保険料収入、国庫負担額及び給付費について改正前と改正後を予算ベースで対比したものが第18-4表である。ただ、六十一年度は制度発足初年度であるので、予算も平年度のすがたでなく、基礎年金に関係する給付費については、四月分から翌年の一月分までの十か月予算で組まれているし、(旧法国民年金の基礎年金相当給付費のみ支払月の関係で四月分から二月分までの十一か月予算となっている)。福祉年金から移行した基礎年金及び通算老齢年金の給付費については、支払月の変更(支払回数増)があったため、前年度の十二月分から当年度の一月分までの十四か月予算で組まれている。

二 国民年金の保険料収入は、約三分の二に減ったが、これは改正により従来任意加入していた被用者の妻が第三号被保険者となり、その分の保険料収入がなくなったためである。他方厚生年金の保険料収入は、六十一年度は対前年度比で二〇・三%という高い伸びを示しているが、これは六十年十月からの保険料率の改定によるものである。

三 年金の給付費と国庫負担については、総額としては改正による大きな影響はない。しかしながら、制度別国庫負

第18-6表 新旧制度比較表

事項	旧制度	新制度	備考
基本的な仕組み	<p>○制度ごとに分立</p> <p>①国民年金 ②厚生年金保険 ③船員保険 ④共済年金</p> 	<p>○2階建の制度に再編成</p> <p>①(新)国民年金 (基礎年金) ②(新)厚生年金保険 (上乗せ給付) ③(新)共済年金 (上乗せ給付)</p> 	<p>○国民年金制度を基礎年金を支給する制度に発展させる</p> <p>○船員保険(年金部門)は厚生年金保険に統合</p>
加入者	<p>○国民年金</p> <p>①20～60歳未満の自営業者 ②サラリーマンの妻(任意加入) ③国外の日本人は加入できない</p> <p>○厚生年金保険 サラリーマン(年齢を問わず)</p>	<p>○(新)国民年金(基礎年金)</p> <p>①20～60歳未満の者(サラリーマンも含む) ②サラリーマンの妻も全員加入 ③資格期間不足の者は65歳まで加入できる途を開く ④国外の日本人にも任意加入の途を開く ⑤海外在住期間等も年金資格に結びつける</p> <p>○(新)厚生年金保険 65歳未満のサラリーマン</p>	<p>○サラリーマンは厚生年金保険と国民年金の両方に加入</p> <p>○65歳以上は働いていても全額年金支給</p>

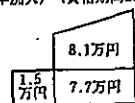
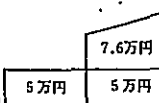
5 新旧制度の比較

最後に、新旧制度を比較して一覧表にしておく(第18-6表)。

担は、新旧で大きくかわってきており、厚生年金が大幅に増加し、国民年金が減少している。これは、旧制度においては、原則として国民年金は給付費の三分の一、厚生年金は給付費の二〇%の国庫負担が行われていたが、新制度においては、特別な国庫負担を除き、原則として基礎年金各制度が拠出する拠出金の三分の一について国庫負担が行われることになり、各制度がその被保険者数(被用者年金は、その制度の加入者にその被扶養配偶者を加えた人数)に按分してこれを負担することになるので、被保険者数が多い厚生年金からの拠出金が多くなるためである。

四 昭和六十一年四月一日現在六十歳を超える者に旧法が適用され、同六十歳未満の者に新法が適用されるのであるが、旧法による年金に關しても、国民年金の給付、及び厚生年金等の給付のうち国民年金の給付に相当する部分の給付は基礎年金とみなして各制度からの拠出金によってまかなわれるが、年金の支払はこれまでどおり各制度から行われるため、その財源としても一度各制度に交付金として交付される。この拠出金と交付金のやりとりと、新しく発生する基礎年金の収支を他の年金給付の収支と明確に区分して経理するため、国民年金特別会計の中に新たに基礎年金勘定が設けられた。基礎年金勘定で集める拠出金は五兆四一八億円、このうち四九二七億円が基礎年金の本来給付費として支給され、残り四兆五四九一億円が基礎年金相当給付費の財源として、各制度に交付される。六十一年度の被保険者一人当たり拠出金単価は国庫負担分を含め一月八〇〇六円である。

事項	旧制度	新制度	備考
障害年金	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳前障害者障害福祉年金 ○障害年金額 <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金 拠出制障害年金 1級 59,775円(月額) 2級 47,817円(月額) 障害福祉年金 1級 38,400円(月額) 2級 25,600円(月額) ②子の加給(厚生年金保険のみ、国民年金はなし) 1子 5,000円 2子 10,000円 3子以上10,000円+ 1人増すごとに2,000円 ③厚生年金保険 1級 定額部分+ 2級 報酬比例部分 3級 ○厚生年金保険の事後重症制度 初診日から5年以内 	<p>障害基礎年金</p> <p>①基礎年金 1級 62,500円(月額) 2級 50,000円(月額)</p> <p>②子の加算 1子 15,000円 2子 30,000円 3子以上30,000円+ 1人増すごとに5,000円</p> <p>③厚生年金保険 1級 基礎年金+ 2級 報酬比例年金 3級 報酬比例年金のみ</p> <p>初診日から65歳になるまでの間</p>	○扶養義務者の所得制限は撤廃
遺族年金(母子年金)	<ul style="list-style-type: none"> ○受給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金 有子(18歳未満)の妻、 準母子(姉と弟等)、遺児 ②厚生年金保険 妻、夫(60歳以上)、18歳未満の子、父母・祖父母(60歳以上)、孫 ○遺族年金額 <ul style="list-style-type: none"> ①国民年金(母子) 67,817円(月額) (子2人の場合) ②厚生年金保険 (定額部分+報酬比例部分)×1/2 平均標準報酬月額20万円 20年加入の夫死亡の場合75,317円(月額)(子2人の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎年金 有子の妻、18歳未満の子 ②厚生年金保険 妻、夫(55歳以上)、18歳未満の子、父母・祖父母(55歳以上)、孫 夫、父母、祖父母については60歳から支給 <p>①基礎年金(母子) 80,000円(月額) (子2人の場合)</p> <p>②厚生年金保険 (基礎年金の上乗せ) 報酬比例年金×3/4</p> <p>平均標準報酬月額20万円 20年加入の夫死亡の場合、基礎年金とあわせて108,100円(月額)(子2人の場合)</p>	○子なし妻、夫、父母、祖父母、孫には厚生年金保険から報酬比例年金の3/4を独自給付(中高齢子なし妻には加算あり)

事項	旧制度	新制度	備考
老齢年金	<ul style="list-style-type: none"> ○給付単位 世帯単位 ○被用者世帯(夫婦)のモデル年金額 (32年加入)(資格期間20年)  現役の平均賃金に対する割合68% (夫名義) 17.3万円(月額) ○自営業者世帯(夫婦)のモデル年金額 期間比例 6万円程度~10万円弱(月額)(10年~25年加入) ○年金額のスライド(臨時措置) 厚生年金保険 11月 国民年金 翌年1月 加算額はスライドなし ○在職老齢年金 標準報酬 9.2万円以下 80% 9.8万円~12.6万円 50% 13.4万円~15万円 20% 	<p>個人単位</p> <p>(40年加入)(資格期間25年)  </p> <p>(妻名義) (夫名義) 17.6万円(月額) 現役の平均賃金に対する割合69%</p> <p>定額 10万円(月額)(基礎年金)</p> <p>○年金額のスライド(恒久措置) 基礎年金、厚生年金保険とも4月実施 加算額もスライドする</p> <p>9.2万円以下 80% 9.8万円~15万円 50% 16万円~20万円 20% (政令で規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○資格期間延長については経過措置を設ける ○60~64歳までの間は厚生年金保険から別途給付 ○給付の変更は20年の期間をかけて徐々にを行う ○65歳以上の繰り下げ請求に対しては割増年金を支給 ○基礎年金の額は保険料未納期間がある場合は一定の割合で減額
婦人の年金	<ul style="list-style-type: none"> ○サラリーマンの被扶養者たる妻 ・国民年金に任意加入が認められている ・任意加入していない者は年金に結びつかない ○サラリーマンの被扶養者たる妻の保険料 国民年金に任意加入した場合個別に負担 	<p>基礎年金に当然加入することにより全ての妻に固有の基礎年金を保障</p> <p>厚生年金保険制度がまともて基礎年金に提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の国民年金の加入期間は基礎年金に引き継ぐ ○妻は個別に保険料を負担しない(健康保険の被扶養者と同様の扱い)

第二部 対談と講演

事項	旧制度	新制度	備考
財源	○保険料 ①国民年金(自営業者) 6,220円(昭和59年度) ②厚生年金保険(サラリーマン) 男子 10.6% 女子 9.2% (59年6月～9.3%) 坑内員 11.8% ○国庫負担 ①国民年金 1/3 ②厚生年金保険 20%(実質16～17%)	①基礎年金(自営業者) 6,800円(昭和59年度 価格)(61年4月～) ②厚生年金保険(サラリーマン) 男子 12.4% 女子 11.3% 坑内員 13.6% (60年10月～) 基礎年金 1/3	○サラリーマン及びその被扶養妻の保険料は、厚生年金保険制度から一括支払い。女子の保険料は毎年0.15%ずつ引き上げる ○国庫負担は基礎年金に集中
その他	○既裁定年金 ○死亡一時金(国民年金) 2.3万円～5.2万円 ○厚生年金保険の特例 ①厚生年金保険の女子の支給開始年齢55歳 ②15年の中高年加入期間の特例 ③坑内員・船員の期間計算(4/3倍)の特例 ○審議会 国民年金審議会 社会保険審議会 (厚生年金保険部会)	従来通りの取扱いとし、今後ともその水準を維持する 10万円～20万円 15年かけて男子と同じ60歳に引き上げる 一定の経過措置により廃止 年金審議会	

(注) 年金額は昭和59年度価格

小山 国際通算のない年金というのは、この国際化時代におよそふさわしくないですね。最後に、積立金の運用の問題ですが、保険料拠出者の意向を代表させるというのには、かねてから厚生年金部会でも強く主張しています。大蔵サイドは全然取り合わないですね。

吉原 大蔵サイドの壁は厚いですね。やはり統一運用という原則、公の資金、さらに、国の信用、制度で集められた金ですので、統一運用の原則は絶対に崩したくない、崩すべきでないという考え方を持っています。意向の反映についてはいまでも資金運用部資金の委員の中に小山先生など年金制度についての学識経験をお持ちの方も入っておりますし、大蔵省の理財局長の懇談会の中にも年金関係者の方に入っていたらいいです。そこで十分ご論議を伺っていただいているというのが大蔵省のいい分です。しかし、一歩でも前進するようにといいことで、いまま大蔵省と協議しています。

小山 郵政省が同じようなことを言っています。大蔵省にはどちらか一つが後退するとガタガタになるといふ意識がありますね。吉原 年金をやれば、郵便貯金に波及する。そうでなければ日本の財投制度は崩れてしまいますからね。

小山 それならば、財投がこれまでのようになっているのかという基本論なんです。現在このように金融が緩和していますと、高い利息で借りなくても、民間で幾らでも安く貸してくれますね。

吉原 そういふ面からも現在の財投のあり方そのものが問われてきていますね。単に郵便貯金や年金積立金の自主運用という問

題以外に、国際的な金融の自由化、そうした背景もあって、財投制度を根本的に考え直さなければならぬかという意識は、大蔵省もいやがらなくても持たざるを得なくなってきました。

小山 今度、厚生年金基金の資金運用に外国系の信託会社が働きかけをしてなんとか入りたいという声や、証券取引所の会員権を外国の証券会社に取りたいという、金融の国際化がますます不可避の方向で出てくると、厚生年金の積立金についても一糸乱れず法律に定めてというわけにはいかなくなると思いますね。

吉原 そう思います。小山 一月に国会が再開されて、予算審議が始まる。予算審議の間を見ながら年金の審議を参議院で進めていただきたいと思います。二月には上がりませんが、見通しはいいですか。

吉原 参議院の本会議での趣旨説明までは年内にやっていたらいい。社会労働委員会に付託になりましたが、できるだけ早く委員会で提案理由説明をやっていたら二月ごろには上げていただきたいです。それが無理なら遅くとも年度内、つまり三月にはぜひ成立させていただいて、六十一年四月からの実施が円滑にいくようにお願いしたいのです。二月、三月といいますが参議院で予算審議をするときですので、予算委員会が毎日開かれることになりました。いわばその合間をぬって社会労働委員会をやっていただくということになりますので、たいへんなことだとは思いますが、三月いっぱいにはこの法案をぜひ成立させていただきたいと思います。五〇・一・一四付 週刊社会保障から転載

5 対談 年金改正法の成立と今後の展望

昭和六十年五月

吉原 健二(厚生省年金局長)

小山路男(上智大学教授)

関係者の努力で成立へ

自営業者の二階建てなどは宿題に

小山 懸案の国民年金法等改正案がようやく成立しました。衆議院を通過したのは五十九年十二月十九日で、参議院に移ってビッチが大分遅くなった。もともと一括法案や難しい法案があったため、遅れたのはやむを得ないと思います。五十年早々からこの問題に関与してきた者としては、本当に早く成立してくれないかと、そればかり思っていました。そこで、まず、成立までの経緯を聞かせて下さい。

吉原 最初に法律の成立までの経過を申し上げておきますと、衆議院で昨年十二月の通常国会の冒頭で本体部分が決まりました。参議院では本会議で趣旨説明までやったのですが、その後、年が

かわって、厚生省なり、自民党としては、予算委での予算案の審議と並行して社労で法案審議をもらい、年度内の三月末までに法案を成立させたいということで努力しましたが、実際に審議に入ったのは三月二十六日でした。

その後、四月九日、十六日、それから十九日に連合審査をし、四月二十三日に参議院社労で可決ということになりました。四月にずれ込んでしまいました。準備期間一年の確保をでき、おかげさまで、会期内に成立させることができました。たいへんありがたく思っております。今の私の気持ちを率直に申し上げますと、この改正に、文字どおり命をかけてくれた山口さんにも喜んでいただけたと思います。山口さんが考えておられたより成立は遅れましたが、また、小山先生を初め、この法案の立案から国会提出、そして、国会へ提出したのち、ご指導、ご心配をいただき、また、お骨折りをいただいた方々は数え切れないほどおられます。

この場を借りてお礼を申し上げます。

この法案は、内容もさることながら、国会へ出してから予想をこえる難産でして、いわば成立までの過程、審議の取り運びは、前例のない異例なことの連続でした。前の国会で継続審査になり、その後、閉会中の審査、そして、十二月冒頭での衆議院通過、スライド部分の分離成立、参議院で予算委と並行しての法案審議、大法案の四月成立というのはかつてないことです。そうした意味で、本当に感無量です。

小山 たいへんだったようですね。異例づくめで。

吉原 異例の審議を進めていただきました。それだけに、非常にご苦労をおかけした方々、ご心配をおかけした方々が多いわけです。

これは、皆さんが、この法案はどうしても成立させなければならぬという気持で努力していただきましたので、こうした形で成立できたと思います。ありがたく思っています。

小山 衆議院の修正では、スライド部分を切り離してとりあえず実施すること、そして、子なし寡婦の遺族厚生年金について、死亡時三十五歳以上の寡婦について四十歳から三万七千五百円の加算、三級障害についても三万七千五百円の最低保障が修正で加わった。さらに、遺族の範囲を若干引き上げて、父母等にもよくした。また、妻が六十五歳前の老齢年金の将来の水準については、配偶者加算を一万円かさ上げしたというわけですね。

このほか自営業者等の保険料の検討ということで、二階建て部分をつくれぬか。これは所得比例部分ですね。検討をするとい

うことを法律に書いたのではたね。また、学生の取扱いについても必要な措置を講ずることも書いたわけで、これらは宿題として残ったわけですね。

四月二十四日に成立しました参議院の修正ですが、まず、坑内員と船員の期間特例の廃止問題は最後まで抵抗があったようですね。これは五年間だけ十分の十二倍ということですか。

女子保険料修正は負担の激変緩和に

吉原 そういうことです。その後は政府案どおり廃止になりま

す。つまり、一挙に廃止するのではなく、段階的に廃止するようにしてほしいということ、新法施行後五年間は十分の十二倍で計算する。いままでは三分の四倍ですので、一・三三倍だったのですけれども、今度は一・二倍ですね。つまり、倍率を落して五年間だけ残す。その後はまったく廃止して、ゼロにするということですね。

小山 そう書いてあるのですか。

吉原 五年間だけそういう措置をとると書いてあるのです。小山 この問題については、社会保険審議会の厚年部会から、一部の労働者側委員が官民格差どころではなく民格差だということ、三分の四の被保険者期間の特例だけは呑んでもらいたくないということ、審議会は通したのですが、うまくいかないですね。

吉原 この特例措置の廃止については衆議院の段階でも、たい

へん論議が出ました。坑内員の労働の激しさは昔と変わっていない。そういつたなかで、年金についてのこうした取扱いを廃止してしまうのはけしからん、坑内員の太陽のまったく当らない激しい労働の実態というものを知らないからではないか、といわれま

した。私どもとしては、労働の実態は今でも厳しい面があるとは思いますが、年金制度上で、通算制度のできた現在、いわば、実際の一年を一年四カ月に数えるような期間計算の特例を皆年金とな

たあと現在も残しておくという必要性はないのではないかと。昭和三十六年に一度そのことが議論になり、その後、すでに二十数年たちますし、一般の被保険者との公平、バランスの問題もありま

す、ということを申し上げたのですが、社会党、民社党からは、これだけはどうしても修正してもらわないと困るということ。そ

して、坑内夫については、期間計算の特例の問題だけでなく、五十五歳前後すでに退職している人と、今後退職する人の間で、年金額に大きな段差ができることも問題になりましたね。それも少し手直しができないかという話があったのですが、それについては支給開始年齢を五十五歳に残しておいて、報酬比例部分の乗率、また、特別の優遇措置を設けることはとてもできないこと、その点は納得をいただきました。そういうわけで、期間計算の部分だけは修正になったということですね。

小山 本当をいえば、期間計算もやめ、支給開始年齢も六十歳でそろえなければ、他の業種の人達と非常にアンバランスになると思いますが、まあ、しようがないですね、国会がお決めになることですから。

それから、女子の保険料率の引上げ幅は〇・五ケチられて一・五ずつになりましたね。衆議院段階で織り込み済みだったのですか。

吉原 いえいえ、そんなことはないです。衆議院を通すときに民社党が賛成をしましたがけれども、参議院の段階で、ぜひ先ほどの坑内員の問題と、女子の保険料率は考え直してもらいたいというておりました。政府原案は千分の二ずつという引上げ幅になっていたのですが、少し緩やかすることで、一・五にしたわけですから、従来は一ずつ上げてきたわけですから、いわば、その間をとって一・五になりました。

小山 千分の二の場合で、追いつくの何年かかるのですか。吉原 男女が一緒になるのは千分の二で六十六年だったと思います。それが六十八年になる。緩やかにすることによって、二年ほど先に伸びます。

一人一年金ですべて整理

妻の任意加入は基礎年金に接続へ

小山 つぎに意外だったのは、障害年金受給権者の国民年金加入期間の問題です。これまでは厚生年金で三級障害であれば、国

年に任意加入していたのです。吉原 任意加入していた人の数ははっきりわからないのですが、三級に限らず一級、二級の人も含めて厚生年金の障害年金を受け

ていたようです。その人達は、自分の障害年金と同時に、任意加入したことによって国民年金の老齢年金も受けられるという期待をもって、また、そういうようにいわれて入った。ところが、今度の制度で一人一年金ということになり、どちらか一方、実際には障害年金の方が高いですから、障害年金しかもらえないということになる。これは納得できない、あまりに気の毒ではないかということですね。

小山 こういう細かいところはさすがと思いましたがね。現実にはそういうケースがあつて、それを国会がわかっていた。

吉原 この問題については、私は考え方としては、一人一年金で整理するというのは必要なことで、それなりに筋が通つていふと思うのですが、国民の素朴な感情として、特に障害者の人が年金を二つももらえるということで任意加入をしてこられた。それが、全然、無駄になってまうのは、率直な気持としては申しわけない。ただ、今度の改正で障害年金全体がたいへん良くなつていくわけですから、なんとかご理解をいただきたいと申し上げたのですが、反面、今までの保険料がまったく掛捨てになつてはならないという気持もぬぐいきれず、修正に応じたのです。

小山 修正の内容は一時金になりましたね。

吉原 年金の併給というわけにはいきません。といつて、保険料を一人一人計算して返すこともできないため、実際には一時金の形で保険料の一部をお返しをするような形の給付にしたのです。

小山 これはなるほど、こういうこともあるのかと思いましたが、妻の任意加入は、掛けた分を上乗せするのですね。

吉原 サラリーマンの妻の任意加入の場合は、将来の老齢基礎年金に引き継がれますが、障害年金の場合はそれがありません。

小山 基礎年金について検討しろというのは、修正案で法文上明示したことで、

吉原 これも、法律の中に、将来の検討課題として明記しました。

小山 修正の「社会経済情勢の推移とか、世帯の類型等を考慮して今後検討する」というのは従来も再計算のたびに行つていたわけですね。

吉原 同じことなのですが、これも経緯がありまして、今回の政府案が、特に社会党、公明党からの批判なのですけれども、基礎年金の五万円は低い、生活保護基準よりも低いということを衆参を通じて大分問題にされました。同時に国庫負担が、制度発足当初はそれほど変わらないのですが、将来は全体の給付が抑制されるわけですから、国庫負担もいまの制度のままよりも減るのは当然なのですけれども、国庫負担は将来相減るのではないかと。

一方、老齢福祉年金などの国庫負担が今後減っていくのだから、もっと基礎年金に対する国庫負担を上げると。そうでないと四十年で五万円といつても、免除とか滞納によつて五万円に達しない年金、無年金者が多く出てくるのではないかと、今すぐそれがむりなら、将来の検討事項であることを法律の中ではつきり書いてほしいという要求がたいへん強かつたのです。最終段階まで。

小山 私も国会で参考人として「この法律が仮に成立しても絶えず見直さなければ」と発言しましたが、年金というのは社会経

済情勢の変化についても応じていかなければいけないということですね。

吉原 ご承知のように、この趣旨は本則の中に明記してあるのですが、改めて附則に基礎年金についても同趣旨のことを書いてほしいということですね。

小山 また、厚生年金の保険給付について「国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動を生じた場合云々」で、そのときは速やかに改正の措置を講じろといつていますね。

宿題事項多いのも特徴

20歳未満の自営業は厚年がらみ

吉原 賃金の上昇に対応した年金額の改定は、何も法律に書かなくても、従来厚生年金では賃金の再評価も、そのことによつて標準報酬に対して六〇%の水準を維持してきています。今後そのように行つていくことを国会で大分申し上げましたが、社会党から何としても、賃金スライド的な考え方を法律の上に出るようにしてもらわなければ通すわけにはいかないという議論が出てきてね。

小山 四十八年の厚年法の改正のときにも、社保番でどうしても賃金にしろという意見がありました。それで僕は苦勞して「賃金たる標準報酬月額額の六割を目途とする」という文章を入れて納得してもらつた記憶があります。

ただ、いまアメリカではダブル・インデクセーションの問題で、

賃金が上がれば改定する、物価が上がれば改定するというように両方ダブつて改定するのはたまたまという議論がありますが、この点はどうか考えられますか。

吉原 社会党には、現在の五年ごとの再計算のときだけでなく、毎年のスライドについても、今の共済や恩給のように物価スライドだけでなく賃金もやれという主張が根っこにあります。厚年、国年はいくらでも物価ですし、今度も五%以上の消費者物価でやることになっていますが、それも本来賃金でやるべきだといふ主張ですね。しかし、毎年毎年賃金スライドというのは、いろいろ議論があるところだと思いますね。

小山 二十歳未満の自営業者の国民年金任意加入という問題ですが、これもわからないですね。二十歳から六十歳までは四十年でしょう。つまり、厚生年金では十八歳で雇われても厚年期間がつくという意味からでしょう。

吉原 そうですね。義務教育を終えて、あるいは高校を終えて自営業に入る人もいます。金額は少なくとも自分の収入があるため、その人たちも国民年金に加入できる道を開けばいいではないかということですね。これは公明党がいいたことです。二十歳から六十歳までの四十年のうち、一年でも一カ月でも欠ければ五万円に満たない。二十歳前の加入を認めれば早く卒業できるし、多少の余裕がでてくるのではないかとということが理由のようですね。さらに、二十歳前に障害になつた場合には障害年金が受けられるようになるからです。

小山 二十歳前の障害を今度は救うのですから、別にそれは関

係がないのではないですか。

吉原 二十歳前でもすぐに障害基礎年金が出るようになったた
めです。

小山 そうですか。親がいなくてもすぐに出るからですか。

吉原 しかし、これについては、そう簡単な問題ではなく、基
本的な仕組みにかかわる問題です。基礎年金の被保険者期間、加
入期間をどのようにするかがあります。たとえば、十八歳で加入
し五十八歳で四十年満たせばその後の加入はどうするのか。そこ
で切れるのか、あと二年の加入を認めるのか認めないのかという問
題もあります。仮に認めるとすれば、年金額は五万円より高くす
るのか、高くしないのかという問題も出てきますので、簡単には
いかない問題です。

公明党の主張としては、いまず任意加入の途を開けないかと
いうことですが、基本にかかわる問題もあるため、検討させても
らいたいということで、検討事項にされています。

小山 検討事項というのは、修正になるのですか。

吉原 修正になります。法律の中に検討事項も明記されました
ので、法律の修正事項の一つです。

小山 それは、たいへんですね。

吉原 今度の法案は衆議院と参議院あわせて、検討事項、いお
ば宿題とされたことがたいへん多いのです。基礎年金の水準の問
題と費用負担の問題、自営業者の保険料の問題、学生の問題、二
十歳未満の自営業者の問題と、四つの宿題になっています。

国民が周知した改正案に

現行国庫補助でも三分の一の税方式

小山 これだけ大きな改正が一年と少しで成立したのですから、
国会や国民がだんだんわかってくると、これはたいへんだという
ことになる。一つは不安なのではしょうね。

吉原 そうですね。私どもとしては前の国会でぜひ成立させて
いただきかったのですが、それが約一年遅れになりました。し
かし、その間に、この法案の持つ意味、具体的な中身が国民に知
られてきたということがありますね。それだけに、逆にそれぞ
れの立場での、問題点が出てきました。それが衆議院や参議院での
議論に反映してきたと思います。それはそれでよかったですと思
いますね。

小山 私もそう思います。こんなはずではなかったと、あとか
らいわれるよりは、今回の改正は厳しい改正だということを感じさ
んがわかった上で審議してもらわないと。

吉原 その点も、政府がすぐ基礎年金が五万円になるような宣
伝をしていることはけしからんというご指摘もいただいています。
私どもはみんながすぐにだまって五万円をもらえろということをし
っているつもりはないのです。

小山 四十八年の例の五万円年金のときも、全員の年金が五万
円になるように思ってたこともありましたが、年金についての
の国民の理解度というのはその程度ですね。

吉原 特に保険料拠出方式をとっていますため、四十年間保険
料を納めなければ五万円をもらえない。そのため、制度の仕組み
として社会党が一番問題にした点です。

小山 しかし、社会保険方式をとる以上、拠出に無関係に五万
円を全部出したら問題ですね。

吉原 そういうことです。社会党は、社会保険方式をとること
自体が問題である、本来は、基礎年金は税方式でやれというのが
主張ですが、さすが社会党も、そうはいってもすぐには無理だろ
うということはわかっておられる。そこで、だんだんと国庫負担
率を上げて、税方式に近い形にもっていくべきだというのが、最
終的な主張だったですね。

小山 三分の一の国庫補助があるため、はっきりいえば三分の
一は税方式になっているといえますね。

吉原 そういうことです。
小山 その場合、どの程度まで税で負担しきれるかという問題
がある。

吉原 その三分の一も、滞納した場合には国庫負担はつかない。
社会党の主張は、一定の年齢に達すれば一定の年金が税金でもら
えるという考えのようですが、そうなると、根っここの議論にまた
遡って、はたしてそういう方式が日本でいいのかどうか、また、
とれるのかどうかということですね。

基礎年金と給付の抑制は最大の眼目

小山 大型間接税を取って、目的税にするという話になればい
ですが、なかなかそれも難しい話です。

吉原 昨年の六十年度予算編成、そして、今年の衆議院の予算
委員会での審議の中で、大型間接税の導入問題が大きな議論にな
りました。それとの関連で、社会党の中から大型間接税を目的税
の形で導入し、年金などにあてればどうかという議論が出てしま
した。それはそれで否定しきれないです。一つの考え方ですから
ね。しかし、年金というところで間接税導入賛成ということにはな
らないと思います。また、現実にはそういう案が具体化されるま
では相当時間もかかると思います。いずれにしても、年金に、
目的税ないし間接税をつぎ込めるかどうかは簡単にはいかないと
思います。

小山 一部の学者の中には、目的税によって基礎年金部分の国
庫補助をできるだけふやしていくべきだと主張する若い学者もい
ます。考え方としてはわからないわけではないが、考え方だけで
はどうにもならないのです。現実には税負担をしてもらう国民の合
意が得られるかどうかという話ですからね。今度の改正は、基本
的な枠組自体に変更はなかったと理解していいわけですね。

吉原 基本的な枠組自体については議論はいろいろ出しましたが、
原案の考え方がご理解いただけだと思います。さきほども申し上げ
ましたが、基本にかかわる問題は今後の検討事項として法律の
中にはつきり書かれましたので、納得されたんだろうと思います。
小山 僕は、障害者の国年任意加入については気がつかなかっ
た。いろんなことがあるものですね。

吉原 理屈としては、一人一年金の原則でやむを得ないといふことですが、年金制度を国民に理解してもらい、参加してもらおう。そして、支えてもらうということで、国民年金もここまできたわけです。この問題は理屈だけでは割り切れない感じがします。その点については、素直に修正に応じさせてもらいました。

小山 今回の改正は、改正というより僕は改革と呼んでいます。これだけの大きな改革にしては、不協和音が少なかつたと思えますね。

吉原 いろいろな意見が出ましたが、こうした方向での改革というのは、ごく一部の野党を除いては、社会党も含めてご理解してもらえたと思います。最終的に民社は賛成、社会・公明は反対だったのですか、中身の基本的な考え方や方向は、理解していたのだと思います。

小山 基礎年金、そして、一人一年金の原則、給付水準の将来にわたる抑制などは今回改革の最大眼目ですからね。

吉原 その給付水準の抑制、適正化ということですが、具体的には、たとえば国年については、これまで保険料を二十五年納めて五万円近い年金ができました。今後は、二十五年近く保険料を納めても、これからさらに六十歳までの期間、最長十五年間納めないと五万円ももらえない。保険料を四十年納めなければ、逆に五万円が減っていくこととなります。ただ、この人たちはまだ年金を受けているわけではなく、また、これからの物価上昇や、賃金の上昇に見合って五万円が上がっていくため、実際に年金を受けるときに五万円より低いということはあまりないと思います。

た共済のことで、ようやく四月二十日に共済四法案が国会に提出されました。まだ、審議に入っていませんが、私どもの気持ちとしては何としても国会でぜひとも成立させてもらいたいと思っております。しかし、状況としては非常に難しい情勢のようです。仮に、今国会で成立しない場合には、秋の臨時国会で審議していただいて来年同時に実施することを考えています。そうでなければ共済年金までも含めて同時に発足するという大原則が崩れる。また、片肺飛行になりますからね。

大体の準備は、あと約一年足らずですが、なんとか実施できると思います。今後は全力をあげて取りかかりたいと思っております。

小山 連合審査のときに、年金に対する課税の問題が議論になりましたね。あれはどういうことですか。

吉原 年金受給者に対する課税が一般のサラリーマンの課税に対して非常に不公平、不均衡になっていると大蔵省がいつている。年金は給与所得の扱いになっているのですが、一般の給与所得の扱いのほかに、老年者年金特別控除というのがあります。六十五歳以上の年金受給者については年間七十八万円まで所得から控除されることになっています。そのために、夫婦二人の場合に百万円ぐらいの課税最低限に違いが出てきます。

課税は好ましくない提案

厚生基金の課税は共済改正後の問題に

小山 六十五歳以上で一千万円以下の所得であれば、また控除

仕組みとしては、非常にきつい仕組みになっていますね。

小山 そうですね。

吉原 厚生年金の場合には金額ではなく、計算方式が書いてあるだけです。国民年金の場合には、何年納めた場合にくらもらえるということがはっきりしています。

いままでも同じ金額の年金をもらうためには、これまでより長い期間、そして高い保険料を払わなければならないことになりました。これが、国民のみなさんに分かっていた点です。

物価スライド含め来年四月実施へ

小山 改正案は、来年四月実施ですね。四月実施のときは物価スライドを織り込んでスタートするのですか。

吉原 そうです。六十年度の物価スライドが特例的に三・四％に決まりまして五十七、五十八、五十九年の三カ年の消費物価の積残し分が一・三％ほどまだ残っています。その分がどのようになるかということですが、六十一年四月からの新制度発足のとき、過去の物価上昇率だけ年金額をスライドすることになっているため、その積残しは解消して、新しい制度が発効することになります。

小山 それで一件落着になるわけですが、実際としては、これからが忙しいでしょう。それから、局長は所管外と思いますが、共済年金改正案が国会に提出されていますね。

吉原 そうです。これからの問題は、一つは今お話のありまし

がありますね。

吉原 実際に働いている現役サラリーマンに比べて非常に不公平であるため、税制審議会などでもこれを見直すべきという意見が出ています。そこで、年金の仕組みも今回のように大きく変わる際に、年金課税のあり方を再検討したい、ということを考えてはじめています。正式には、大蔵省が決めたという方はまだしていませんが、どうもそのような考え方を持っています。

これに対して私どもは、少し待ってほしいと思っています。一つは今の年金課税のあり方についてはいろいろ議論があるが、今年度の税制改正、租税特別措置法の改正で、さきほどの老年者年金特別控除額、これは四十八年に制度ができて、二年ごとに延長されてきました。今年もその期限が切れ、六十二年末まで延長するという税法改正がこの三月に通ったばかりです。それにもかかわらず、六十一年からまた根っこから見直すというのはおかしいのではないかと感じます。そして、年金制度をこれだけの厳しい、大きな改正をしようとしているときに、年金受給者に不安を与えるような年金課税の改正を打ち出すことは時期的にも非常によくない、まずいではないかということです。また、必ずしも今年度の年金改革と年金課税がリンクして結びつく話ではないことを申し上げているのです。

小山 以前私が税制調査会にいたときにも年金に対する非課税要求を何度も出しましたが、どうも、金がなくなってくると、なんでも税金を取りたくなるらしいですね。

吉原 他の不合理さをそのままにしておいて、年金課税だけがいかに大きな不合理があり、それを来年から、すぐ見直しをしなければならぬという取組み方には、問題があると思います。

小山 全般が変わるなら、まだしもですがね。

吉原 税金全般の見直しの中で、年金課税の問題も多少の見直しがあるかもしれない。他の問題をそのままにしておいて見直しというのは納得できない。

小山 税制に関連してもう一つお伺いしたいのは、厚生年金基金の積立金に関する問題です。あればどうなのでしょう。

吉原 あれば、共済年金改正案が成立した後の問題になります。つまり、現在の1%の問題というのは、共済年金の水準を超える企業年金である厚生年金基金の積立金について1%の課税をするということになっていくことです。

今回共済年金の水準が厚年並みに下がってくると、課税される範囲が広がってきます。

現在は、ごく一部の基金だけが課税されていますが、課税対象になる基金が非常にふえる。したがって、基金、あるいは基金の積立金に対する課税は、共済年金改正案が成立したときに考え直す必要があると思っています。現在のままでは課税が強化されることになりませんが、今後の企業年金のあり方を考えると、共済年金が変わったからといって、すぐ課税が強化されていいかということになりますね。これは、また、たいへん問題があります。

小山 たしか、共済年金は厚生年金部分の二割増しを三階部分に乗せるのですよね。

維持していくことも容易ではないと思います。

小山 そう思います。

吉原 保険料率も千分の二・四から出発して千分の三〇〇近くまで上がることが前提ですからね。たいへん苦しい努力が必要だと思えます。保険料率が千分の二〇〇を超える時点で、負担との関係で一度いろんな面での議論が出てくるでしょうね。

小山 そうでしょうね。しかし、千分の二〇〇を超えるということ、再計算はあと二回ですか。

吉原 支給開始年齢の六十五歳の問題も議論が出ました。六十五歳にするということは、定年制がそのようにならない限り絶対ないかという確認の質問もありました。私どもも、雇用の状況との関係を考えながら将来の検討課題であるということ、いますぐ六十五歳にするということは決めていないのです。

小山 ただ、基礎年金は六十五歳ですからね。配偶者の加給年金は一万円上増しされるため、二万五千円になりますね。それもスライドするのでしょうか。

吉原 スライドします。したがって、厚年の独自の部分を六十歳から支給するが、その出し方は雇用との関係や、在職老齢年金のあり方についても議論がありましたので、それらとの関連で、もう少しうまい仕組みを考えていく必要があるだろうとは考えています。

小山 在職老齢も、もう少し手を入れてならだかにできないかという思いがありますが、やればやるほど難しいですね。

吉原 あまり細かくすることが本当にいいのかということもあ

吉原 そうです。共済年金は、二階部分が厚生年金と一緒にありますし、共済独自の部分が三階部分、報酬比例部分の二割です。小山 そうすると、その二割相当を超える原資について課税するということですか。

吉原 そういうことになります。

今後は年金と老健福祉との整合性も

小山 これで、一応は年金改正の第一ステップは終わったと思っ

ていたのですが、いずれにしても、経済、社会情勢がこのまま安定的に、三十年、四十年にわたって推移するという保証はない。また、高齢化に伴ってどうしても受給者がふえてくる。そうすると、負担してもらおう方の利害や受給者とのバランスの問題がどうしても出てくる。率直に言えば、また見直す時期が、あと四、五年後になってくると思います。千分の一八ずつ上がっていき、千分の二九〇見当になる。そこまでいくと、みんながウンといってくるかどうかですね。我慢してお年寄りをみてやんなさいというべきなのか。そうじゃない、みんながいやだといえましょうがないというのか。この辺になると、局長が老人保健部長時代に手がけた老人保健や老人福祉などと年金との整合性を考える時期がくるのでしょうか。

吉原 今度の改正でたいへんに厳しい給付水準の見直しを行いました。基礎年金を中心に年金額、年金水準が低いという議論もあります。私は、今回の改革案を今後の二十年、三十年先まで

被用者の妻の事務処理が今後大変に

小山 五人未満の適用問題はどうか。

吉原 五人未満適用の問題と被用者の妻である三号被保険者の事務処理の問題がありますが、非常に難しい問題です。

小山 市町村にお願いするより方法がないでしょうか。

吉原 そうですが、市町村にお願いするだけでいいのかわか。これからは被保険者の雇用関係と同時に身分関係もしっかり把握しておかなければ非常に不公平になります。

小山 これまで任意加入していた人には年内に「あなたはいままで任意加入していたが、これからは掛ける必要がある」という内容の通知が行くということを何かで読みましたが、通知するのですか。やはり確認なんですか。

吉原 任意加入という制度がなくなって強制になる。そして、強制になっても保険料を納めなくていいということ。また、ご主人が厚生年金の適用者でなくなったり、あるいは離婚した場合に再び一号被保険者になります。そのあたりの変動をしっかりとつかまえておかなければならないですね。

運営、事務処理の面では非常に難しい問題です。これまでの年

金の記録は、保険料を納めた記録だけをつかまえていけばいいのですが、今後はそれだけではすまない。住所、氏名、年齢のほかにも身分関係の変動、あるいは雇用関係の変動までつかまえないければ、サラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのです。

小山 そうすると、これからが大変ですね。年金局も楽はできないですね。

吉原 ええ。政省令の問題もこれからです。非常に重要な政令事項もあります。実際には共済年金も同時実施ということになると、拠出金の仕組みや実際に拠出金を集めて国年の特別会計の中に勘定をつくるなどの問題がある。その法律は国民年金特会法の改正ということで、来年の国会に出します。そして、国民年金特別会計の中に基礎年金の特別勘定を設けて、他の勘定と区分して基礎年金だけの経理を明確にすることになります。

そこへ各制度からの拠出金を入れる。

小山 その意味で厚生大臣がいずれにしても基礎年金の内容はつきりしなければならぬという答弁をなさっていたのですか。

吉原 厚生大臣の責任で管理し、他の経理と明確に区分して管理することになります。

小山 そうすると、現在の特別会計の仕組みは変わらないのですね。

吉原 基礎年金のために特別会計を設けるという主張もありましたが、この時期に特別会計を新たにつくることは、実際問題として容易ではないですね。しかし、経理は基礎年金の部分についてはつきり区分けする必要があります。したがって、国民年金会

計の中に基礎年金だけの特別の勘定をつくる方針はもう決めています。特別会計まで設けるかどうかは、大蔵省との話もあり、もう少し研究させてもらうことになっています。

昭和七十年を目標に統合一元化へ

小山 なんといっても、国民の大事な拠出金ですからね。これは明確にし、負担と給付の関係を明確にしておかなければ、のちのち困りますね。

吉原 この前の対談の際にも出ました、保険料の免除や運用もきちんとする必要がある。基礎年金をみんな支えていくことになるのですから、保険料を払える人、払うべき人はきちんと払ってもらわなくては国民年金、基礎年金は存続していかない。みんなが公平に、みんな支えるという精神が失われます。

小山 市町村が保険料免除の基準について、かなり裁量権を發揮しているように思うのですがね。

吉原 していますね。裁量の幅があり過ぎて、市町村ごとにアンバランスになっているように思います。厚生省もこれまで市町村の行政努力については、免除率よりも検認率に着目し過ぎたきらいがあり、今後、そのような考え方は改めていく必要があります。

小山 検認率といえば、サラリーマンの奥さんが抜けるため、国年担当者が検認率が落ちると大分困っていましたよ。いずれにしても、年金局は法律が通ったといっても、これで万々歳という

わけにいかないですね。

吉原 当然です。これからがたいへんです。いわば、今回の改正は七十年を目標にした統合一元化の第一歩ですからね。すでに国鉄の問題は、共済年金改正からみで議論が開始されています。将来、国鉄がどのようになるかということが、六十五年を待たずに、にぎやかな議論になってくると思います。

小山 そうでしょうね。ともかく、今度の共済年金改正案でも、五年間とか何年しかみられないとかいつてるでしょう。あとは勝手にしろというふうないい方ですね。ちよっと気の毒だとは思いますが、七十年目標というのは、七十年まで息が抜けないということですね。

吉原 おっしゃるとおりです。

小山 あと十年ですね。

吉原 要するに共済年金の統合は昨年の国鉄を国家公務員で実現した。それが第一歩です。今後、第二歩の共済年金の統合、厚生年金との統合と進んでいくのではないですか。

小山 たいへんなときで、ご苦労さまです。頑張ってください。

(60・5・13付 週刊社会保障から転載)

6 講演 今年年金改革と国民年金

昭和六十年九月
吉原 健二(厚生省年金局長)

今回改正の意義

今回の改正が国民年金にとってどういう意味を持つかを話してみたい。

私も国民年金をつくる時の夢は、国民年金を全国民のための年金制度にできないかということだった。当時、既にサラリーマンは厚生年金、公務員には国共済があり、このほか公共企業体共済、私学共済があった。しかしまだ農林漁業団体共済制度はなかった。国年創設の時から既存の年金制度の加入者を除いた人だけを対象にした制度にするか、あるいは全国民を対象にした制度にするか、一つの大きな問題だった。

厚生省としては、国民年金を名実ともに全国民に適用して、その上に厚生年金や共済制度を乗せる、今でいう二階建て年金構想を考えていた。当時は国年の二重加入と言い、二重に加入する仕方も厚年の加入はそのままにして、外側に国民年金を加入させる

方法と、厚年の適用を受けながら、同時に国民年金の適用を受け、いわば既存の制度の内側に国民年金を適用させることを考えていた。

しかし民間のサラリーマンや公務員には、既に年金制度があるのに、外側にせよ、内側にせよ、一挙にまた二重に適用するのはどうかという議論もあって、結局、国民年金は何の年金制度の対象にもなっていない自営業者や農民の年金制度ということでも発足した。その当時、社会保障制度審議会は、長期間かけて国民年金制度のあり方について審議したが、「既存の年金制度の適用を受けていない人を対象にすべきだ」と答申したこともあって、われわれの理想は全国民適用を考えながら、差し当り既存制度の対象者を除いた制度でスタートした。しかし、法律上は、国民年金はあくまでも全国民適用が原則で、当分の間、既存の制度に入っている人は除くということをはっきりさせた。それから二十七年後、ようやく国民年金の全国民適用という我々の夢、理想が実現したといえる。

国年創設時の経験からみても今回のような大改革が果たしてできるかどうか率直にいつて疑問がなかったわけではない。社会保障制度審議会が五十一年十二月に二階建て年金構想を建議したが、これが今回の年金改革が実現した一つの大きなきっかけになったと思う。ただ、制度審の年金改革構想は必ずしも国民年金を全国民に適用することではなく、今までの年金制度とは別に全く新しい基本年金制度をつくり、これを全国民の年金制度の一階部分とし、その財源は全部目的税―所得型付加価値税で賄い、その上に社会保険方式の年金を二階部分にする考えであった。

当時私どもは、将来年金制度はできるだけ統合一元化すべきだとの考えを持っていたが、制度審の二階建て年金構想の実現性には大きな疑問を抱いていた。なぜなら所得型付加価値税を財源にした基本年金は実現性が薄いこと、もう一つは厚生年金はできて既に四十年以上、国民年金でも二十数年経っている、この上に基本年金を上に乗せると、既存の年金制度はだんだん縮小していくことになるが、こういうことが果たしてうまくいくか、既存制度とのつながりに不明確な点があり、現実的にも難しいと思っていた。年金改革に当って大事なことは、既存制度の歴史や沿革を十分尊重することで、これを白紙にして全く新しい制度をつくることは、今まで納めた保険料はどうなるのかという問題があり、実際上できることではない。

今年度の年金改革の考え方と制度審の二階建て年金構想の基本的な違いは、一つは一階部分の年金を税ではなしに、国民年金を全国民に広げて一階部分の年金制度にした点である。別ないい方を

すると、制度審は一階部分が税方式の年金であるのに対し、今回の改革は、従来の国民年金の考え方を踏襲した拠出制・社会保険方式で基礎年金をつくったこと。またこういうかたち以外には二階建て年金構想の実現は不可能であった。

社会保険方式を採用した理由

国会審議を通じ一番議論になったのは、一階部分の基礎年金は制度審がいうように税方式でやるべきではないかということだった。これを強く主張したのは社会党で、すぐできなければ、国庫負担率をふやして税方式に切り替えていくべきだとの考え方だった。

しかし長い間保険料を払ってきた実績をこ破算にして、保険料を掛けた人も掛けない人も全部税金で一率五万円の基礎年金を出すことは、簡単にはできない。同時に仮に税方式をとれば、六十五歳以上の人に月五万円を支給すると、将来莫大な給付費がかかる。社会党案のように、全部税金で単身六万円、夫婦十万円の年金を六十一年度から実施すると、約八兆円必要である。いま六十五歳以上の人は大体一千二百万人だが、将来、二倍程度の二千万人にお金をふえてゆき、現在の価格で十六・十七兆円くらいかかる。これだけのお金を基礎年金にあてることは、やりたくてもできないと思う。

いま年金の国庫負担は福祉年金を入れて約二兆七千億円、国庫体の予算が約五十兆円、このうち厚生省が大体十兆円、その中で

医療費が三兆数億円、年金が二兆七千億円、さらにこれを分ける
と国民年金に約一兆、厚生年金に一兆、福祉年金に九千億円程度
になっている。これも本来は三兆三千億円ぐらいの国庫負担がい
るのを、行革特例法で厚年の国庫負担を繰延べをしていること、
さらに国民年金の国庫負担と福祉年金にかかる費用を平準化して
いるため二兆七千億円になっている。この国庫負担でさえ、現在
の国家財政の下で非常に四苦八苦している状況である。

にもかかわらず、一挙に八兆円もの財源をどうして調達する
か問題である。目的税を創設するか、いまの税法の中で増税す
るということにならざるを得ない。いずれの方法も無理ではない
かと思う。年金給付費は小さく見積っても年一〇%ぐらいずつ伸
びていく。これは六十五歳以上の人口が三―四%ふえるうえ、ス
ライド分が加算されるためである。こういう状況も考えると今回
は税方式には踏み切れなかった。

国民年金ができる時にも、全部無拠出でやるべきだとの議論が
強く、保険料の徴収に猛反対があった。しかしこれを何とかくぐ
り抜け今日の姿になっている。創設の時税方式でやっていたら、
国民年金がいまのような大きな発展をしていたとは到底思えない。
私は、年金制度というものは保険料を掛けた人にそれなりの年金
を出していく拠出制にしなければ、将来ともやっていけないとい
う確信を持って、国会に臨んだ。

財政基盤の確立

ない。

重くなる国年の責任

半面、それだけ国民年金の責任が重くなったわけで、喜んで
かりはられない。確かに国民年金は形の上でもよくなったし、
財政的にも将来とも安泰なものになった。しかしそれだけに国民
年金自体の運営をきちんとしなければならぬ。これからは厚生
年金からお金がくるし、共済からも国民年金に拠出金が入って
くることになるので、他の年金制度から国年への注文がいろいろ
出てくるだろう。

第一の注文として考えられるのは、国民年金も保険料を払える
人は本当にきちんと払ってもらいたいということである。そこで
注目しなければならぬのは免除率で、ここ十年ほど免除率が次
第に高まってきており、しかもその割合は高いところは四〇%、
低いところで九%と地域によって大きな開きがある。これは余り
にも差があるような感じで、県によってこれだけの差があるとい
うことは、市町村ごとに見ればもっと大きな差があるということ
であろう。

国年にはサラリーマンと違い全く所得のない人や所得があつて
も極めて低い人、生活保護などを受けている人も含まれているの
で、一概に議論できない面がある。それにしても他の制度からお
金を出し合って基礎年金をみんなで支えていくことになった以上、
国民年金も多少生活が苦しくとも、保険料を払ってもらうように

今回の改正でよかったことの一つに、国民年金の財政基盤が確
立したことがあげられる。国民年金は制度ができたのが遅いが、
成熟度は高い。そのため保険料収入と給付費が同程度という、い
わば賦課方式に近い状態になっている。もう一つは、長年の懸案
であったサラリーマンの妻の扱いがはっきりしたことである。被
用者の妻を全部強制加入にして、実効が上がるか疑問もある。か
といって適用除外にして厚生年金に入れてしまったら、現実に保
険料を払っている任意加入七―八百万人が全部抜けると、国民年
金は大変なことになる。

今回サラリーマンの妻を全部国民年金の強制加入にし、保険料
は厚生年金から一括して国民年金の会計に入れることになった。
これは実施面ではむずかしい問題を残しているが、こういう形で
サラリーマンの妻の問題に決着をつけ、基礎年金に必要な経費は
各制度から拠出金を保険料を払える人の頭数で出してもらうこと
で、国民年金の財政基盤がしっかりした。

これを指して、今回の改正は国民年金の財政救済であるとの見
方をする人がいる。財政調整とか財政救済とかいう言葉は、健康
保険でよく使われ、国民健康保険が財政的に苦しいので、黒字の
健康保険組合がお金を出して財政力の平準化をはかるといふ考
え方である。このように財政調整というのは国保、健保組合とい
うように制度を分立させていくことを基本にしている。これに対し
今回の年金改正は、国民年金を土台に全国民一体の基礎年金にす
る。実質的に新制度に衣替えして、財源も各制度から公平に負担
してもらうことにしたもので、決して財政調整とか財政救済では

しなければならぬ。基礎年金への拠出は免除者を除き保険料を
納めた人達の分だけ持ち寄るので、国年の免除者が多くなると、
他制度の負担が多くなる。つまり厚年や共済を持つ、いわばサラ
リーマンの負担が重くなるわけで、これが国民年金の救済といわ
れる理由にもなっている。

こういうことを考えると、基礎年金を将来とも国民全体の制度
として発展させるためには、国民年金の運用をきちんとすると同
時に、未加入者ができるだけ少なくする必要がある。どうしても
入らない人はしょうがないというようなことは許されない。国民
年金サイドからいうと、保険料は七千円近くからスタートし、い
ずれ一万円、一万三千円と高くなっていき、確かに大変かも知れ
ない。しかし他の制度には免除制度はなく、どんなにサラリー
の低い人でも給料から天引きされる。こういうこととのバランスを
考えても、保険料の徴収については今までより以上にシビアに努
力をしなければならぬといえる。

第三号被保険者の問題

もう一つは第三号被保険者の問題がある。これまでと大きく違
う仕組みで出発するのはこのグループである。サラリーマンの妻
は保険料を払わないで、基礎年金を受けることになるため、保険
料免除とは違った意味で事務手続きなどが重要となってくる。

国会でも単身者と家庭に奥さんがいるサラリーマンの保険料に
差をつけた方がよいという意見があったが、健康保険と同じ考え

で扶養親族が何人いても保険料率は同じにした。そこでサラリーマンの奥さんの事務管理―厚年適用者の妻であるかどうか、その人の所得はどのくらいか、離婚した場合の移動など厳密に全部把握しておかないと、サラリーマンの妻への年金で公平性が保てなくなる。ここが市町村に大変苦勞をかける点で、市町村だけでは十分把握できないケースもあり、事業所と連絡を密にして初めてできることも知れない。果たしてこの細かい管理が四十年の長期にわたってうまくいくかどうかと心配する向きもあり、国民年金に新しい宿題が課せられたといえよう。

今後の課題

今後の課題として先ず共済年金も来年四月から同時に発足できないと困るということである。現在、継続審議の状態になっており、何とか年内に成立するよう私も側面から全力をつくしたいと思つてゐる。

幸い共済法の年内成立の必要性は政府や与党のトップが理解を示しているので、十二月下旬の通常国会前に成立するのではないかと、またそうならなければならぬと思つてゐる。成立が遅れると、公務員の妻は、来年四月から無年金―法律の適用を全く受けない中途半端な状態になる。さらにこれまでの倍以上の年金額になった障害基礎年金の費用を民間だけが持つというおかしな形になるうえ、新制度を実施するための事務的な準備も二度手間になるというようなことも起こってくる。

今度の改正でも残された問題はいくつもある。一階部分は基礎年金で全く統合されたが、二階部分の細部にさまざまな違いが残つていて、これをそのまま残していいいのかと次の段階での宿題がある。たとえば厚年の支給開始年齢は六十歳のままでよいのかどうか。給付水準を賃金の六九%で維持していくためには、支給開始年齢や保険料率を雇用状況などを見ながら考え直す必要が出てこよう。

国民年金の保険料は現在の定額保険料でいいのかどうか将来の課題になつてゐる。国会の審議過程で、公明党などは定額保険料は二―三千円にして、その上に所得に応じた段階的な保険料をとれないかと主張していた。これを実行するには一人一人の所得、一世帯当りの所得をきちんと把握して公平な保険料にしなければならず、現在、これを的確にできるかどうか、将来うまくできる方法があれば一つのやり方ではあると思う。半面、段階的な保険料ができたとしても、給付をどうするかという問題が出てくる。やはり高い保険料を納めた人には多い年金を出すべきだという議論が当然でてくるだろう。

また国民年金に二階建てをつくるかどうか、その場合、農業者年金などの関係をどう考えたらよいかというようにいろいろ問題はつきない。これらのことについては来年の新制度発足後の大きな宿題として取り組んでいきたい。

(60・9・5付 国民年金弘報から転載)

7 講演 新年金制度の発足と今後の課題

昭和六十一年六月

吉原 健二(厚生省年金局長)

お蔭様で四月から新しい年金制度が発足することができた。今回の年金改正は国民年金、厚生年金だけでなく、共済年金も同時という大前提があつただけに、法律を出した時は、果たして四月実施に間に合うかどうか心配だつた。共済改正法が国会を通過して施行までに十分な時間がなかつたため、第一線の皆さんにいろいろご苦勞をかけたことに対し厚く御礼申し上げます。

新しい制度が発足しても、各種審議会や国会の審議過程でいくつかの課題、宿題が残された。一つは国民年金の年金水準問題であり、これについては法律条文にその趣旨が明示されている。また法律に書かれなかつたが、国民年金の報酬比例―所得比例について検討するようにと、国会審議の過程で宿題とされた。

二つ目は厚生年金の支給開始年齢の問題であり、今回の大改正では六十歳の支給開始年齢をそのまま残している。これを六十五歳に引き上げるかどうか、今後の定年制・雇用状況を見て、これから検討していくことになつてゐる。

三番目は国年、厚年、共済を通じた、いわゆる公的年金制度の

一元化を今後どういうスケジュールでやっていくかである。以上三つとも大きな問題であり、今はつきり申し上げる段階ではないが、これらの問題についていまだどんな考え方をしてお話したい。

年金水準と費用負担

まず第一に国民年金の年金水準と費用負担の問題についてであるが、国会で月額五万円、夫婦二人で十万円の水準は低い、もっと上げるべきだとの議論があつた。確かにこの水準をもっと上げることができればという感じは持つてゐる。しかし基礎年金の水準を引き上げることは、すぐ被保険者の保険料負担にはね返り、実際にはなかなか難しいと思う。

費用負担については、基礎年金の給付水準が低いという半面、現在七一〇〇円(月額)の保険料が将来一万円になり一万三千円になるのは余りにも高い、もっと引き下げるべきだとの意見や主